

平成23年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成23年10月27日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 4時40分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

- 認定第 1号 平成22年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成22年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成22年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号 平成22年度士別市水道事業会計決算認定について
認定第13号 平成22年度士別市病院事業会計決算認定について

散会宣告

出席委員（20名）

委員	遠山昭二君	副委員長	十河剛志君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
委員	出合孝司君	委員	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	山田道行君
委員	井上久嗣君	委員長	岡崎治夫君
委員	田宮正秋君	委員長	神田壽昭君
委員	菅原清一郎君	委員	斉藤昇君

委員 岡田久俊君

委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局
総務課主幹 東川 晃 宏 君

議会事務局
総務課主任主事 榎木 孝 士 君

議会事務局
総務課長 浅利 知 充 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

副委員長(十河剛志君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(十河剛志君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

なお、委員の欠席及び遅参についてであります。神田壽昭委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(十河剛志君) それでは、昨日に引き続き総括質問を行います。伊藤隆雄委員。

委員(伊藤隆雄君) おはようございます。

それでは、決算審査、通告に従って質問させていただきます。

最初に、22年度の決算に入ります前に、18年から5カ年間にわたって行財政改革、あるいは財政の健全化計画、定員適正化計画を実施したわけでありましてけれども、このことによつての歳出構造に努められ、さらに19年度からは職員の給与を5%削減するというような給与独自削減の取り組み等を実施してきたわけでありましてけれども、結果的に当初予算では財調基金からの繰り入れ等も計画しておりましたけれども、結果的には繰り入れもしないで済んできたというような経過から、過去においては一定の財源黒字を確保してきたということになっておりますけれども、この5カ年間の行財政改革大綱に基づいた経過を踏まえて、その成果をどのように評価しているか、まず伺いをしたいと思います。

副委員長(十河剛志君) 法邑財政課長。

財政課長(法邑和浩君) 5カ年間で取り組んできました行革ですとか財政の健全化計画、これは国の集中改革プランといったような考えもありましてやってきたわけなんですけれども、実績ということでありまして、金銭的なものは、主に財政健全化計画で取り組んだ内容でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず歳出面でありますけれども、一番大きいのはやはり人件費ということでありまして、これは独自削減ということで、ここには特別職でありますとか、議員の皆様にも御協力いただいているところでありますけれども、職員給与におきましては、基本給は5%削減をしてきたといったようなことのほか、管理職手当の削減でありますとか、期末勤勉手当の役職加算の廃止といったようなことなどを取り組んでまいりました。この部分でいきますと約10億4,000万円ほど効果があったものというふうに見込んでいます。

そのほか定員適正化、これは職員数の削減ということにつながりますけれども、こういった部分でいくと9億5,000万円、そのほかの事務事業でありますとか、各種団体の補助金の見直しなど、こうした取り組みによりまして毎年約1,000万円程度は確保できたのではないかなというふうに思っております。

そのほかにも市債の発行、これは健全化計画の期間中においては、建設事業にかかわります

部分は58億円以内に抑えようということで予定をしていたところでありますし、このほか起債の借りかえなどもあったというようなことがありまして、全体で申しますと歳出部分については約23億円ほどの実績があったというふうに考えているところであります。

また、歳入面におきましても、収納率の向上に努めるでありますとか、あるいは未利用の財産、こういったものを処分するといったようなことも考えておりまして、財産処分でございますと9,500万円ほど実際に売って歳入の確保ができたというところがありました。

それで、評価というか、若干の分析も含みますけれども、当初の策定時におきましては、5カ年間の収支見通しにおきまして23億円の収支不足が見込まれたというようなことで、主には歳出面の財政構造の改革によって収支不足の解消を図るというような計画で取り組んでまいりました。この計画の収支見通しを立てている前提としては、地方交付税、これは当時国の考えからいたしますと、減少していきだろうということで推計していたところですが、実際には地方交付税は国の経済対策などから、計画よりも35億円ほど上回って交付されたといったようなことで、これは自助努力ではないんですけれども、歳入でいくと一番大きな要因だったろうというふうに思っています。それから、歳出では、やはり人件費の削減というものが一番大きな要因ということになります。

このほかお金の面ではないんですけれども、予算編成の説明会ですとか、財政状況の説明会の折には職員にも説明をしてきましたので、そういった部分でいくと職員の認識が財政が厳しいというような共通の認識に立てたことなどがあるということになります。

こうしたことによって、当初計画では想定していなかった市立病院への改革プランに基づく新たな繰り出しですとか、あるいは収支不足を補うための繰り出しなどを対応していても、なお決算では毎年数億の黒字が確保できたというようなところでありまして、こうしたことから、健全化計画においては当初見込んだ多額の不足財源を確保できたという意味においては、当初の目標は達成できたものではないかというふうに考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 5カ年間の成果について伺ったわけですが、特に職員の皆さんの協力を得て人件費の削減というのが大きかったというような分析をされておるわけですが、いずれにしても、極めて厳しい財政状況の中で、いわゆる歳出に対する構造改革といいますが、そういったことに努められた結果、ここ数年来赤字を出さずに黒字決算をしたということについては評価をしたいと思います。

そこで、そういった5年間の状況の中で、実はことしの3月に土別市の財政運営方針というのが示されたわけですが、この中では5年間のいろんな経験、教訓を踏まえて、特にこれからの財政運営というのはこういう点を重点に進めたいんだというような点の中にどういう形で折り込まれているのか、ちょっと関連がありますので、お伺いをいたしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 5カ年の健全化計画が昨年度で終わりましたので、23年度から新たな財政運営方針というものを作成いたしました。その中では、昨年度までの健全化計画においては、本来目指した歳出構造、そういった改善までは至っていないというところがあります。例えば、義務的経費などは高い水準で推移してますし、中でも公債費の残高などを見ますと、ほかの団体と比較しましても将来世代の負担が多いような状況にあるということでもあります。それで、こうしたことで新たな財政運営方針におきましても、こうした公債費残高の減少というのは1つの取り組みにも掲げているところでもあります。

それで、新たな方針の中では、さまざまな取り組みということで計画はしておりますけれども、大きな方針というか理念といたしまして、1つには、まず身の丈に合った行財政運営をしていこうということで、歳入に見合った歳出とする。これは当然のことなんですけれども、やっていこうといった部分で、ここは例えば公共施設の見直しですとか、組織機構の見直しなど、これは既に自治体運営改革会議のほうで取り組んでいる事項でありますし、それから民間活力を生かした財政運営もやっていこうということで、ここは民間の知恵なり活力なり、そういったものを活用することによって高い公共サービスをやっていこうというような考えをしています。それとか、地方分権に対応できるそういった自己責任とか自己自立的な財政運営というのが求められておりますので、これらに対応するために引き続き持続可能な財政構造とするために健全財政を目指していかなければならないと、これは大きな理念になりますけれども、そうした考えで取り組んでいこうというふうに考えております。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いずれにしても、今後の財政運営については、御承知のような東日本大震災におけるこれからの財政出動等も出てくるということ、さらにまた、今のいろんな国の財政状況を考えた場合に、従来のようないわゆる地方交付税というものが17兆1,000億円と言われている、これは経済対策も含めてですけれども、そういう中で極めて今後の財政運営というものについては、やはり交付税等に頼るといって財政から脱皮して、自主財源を確保した安定的な財政運営に努めるということが当然考えられると思う。

したがって、今後においては長期的な視点に立った安定した財政基盤の確立、こういうことに十分意を尽くして進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それでは、22年度の決算の内容についてお伺いをしたいと思います。

既に2010年度の決算については、いわゆる歳入歳出の差額、形式収入で8億9,000万円、これから次年度繰越明許費1億3,000万円を引いた実質収支は7億6,300万円というふうに出ました。さらにまた、第3回定例会で副市長から説明いただきましたように、地方自治の健全化比率、いわゆる財政判断比率の4つの指標についても問題ないと、こういう状況の中で、今回7億6,300万円という黒字が発生したわけでありましてけれども、ただ、この内容を見ますと、これは去年も私ちょっと指摘させていただいたんですが、このうちの5億6,600万円というのは

不用額なんです。これは黒字に占める割合が74%、こういう状況にあるわけでありまして。

この不用額については後ほどちょっと述べますけれども、そういった状況の中で、本当にこの土別市の決算が黒字でよかったという中身ではないのではないか。ですから、その不用額があったということは、例えば民生費だとか消防費、あるいは入札残、こういう経費削減によって出たということについては、これは問題ないわけですが、全体事業を見た場合、いろんな政策の中で需要が十分なかったのではないか、取り組んできていなかったのではないかというようなことも当然見受けられるわけでありまして、この点についても、その事業に対する喚起というか、そういう面のことも図っていかねばいかんだろう。これは後で若干申したいと思いますが。

そういった状況の中で、この7億6,300万円、過去においてもずっと大体4億円前後の剰余金が出た。しかし、18年からのこの5カ年間を見た場合に、ほとんどの年においては不用額が4億5,6,000万出てきたと。これらについては、いわゆる予算上の施策に対して結果的にどうなんだろうと、こういう点についてもちょっと踏み込んでやっぱり精査する必要があるだろうというふうには私に思います。したがって、今回のこの20年度の決算、今申し上げた内容について財務当局としてはどのような分析をしているのかお聞かせをいただきたいと思いますが。

副委員長（十河剛志君） 中館財政課主幹。

財政課主幹（中館圭司君） 22年度決算の黒字要因について、まずお答えをさせていただきたいと思いますが、まず歳入の面から主なものを申し上げますと、予算を上回るような収入となった科目が市税、地方交付税といったものがございました。

まず、市税につきましては、一般会計の歳入総額で申し上げますと約180億円、このうち22億2,000万円の決算額というふうになっておりますが、これは予算と比べますと4,400万円増加している決算でございます。この増収の要因といたしましては、経済情勢等から確たる理由というのはとらえにくい部分があるんですが、一部企業の業績回復もありまして、主に法人市民税が伸びておりまして、一定額を確保できたというふうに考えております。

次に、地方交付税ですが、本市においては非常に大きな比率を占める収入ということで、特別交付税の10億円を含めまして全体で78億6,000万円という決算になっておりまして、これは予算に比べますと1億6,000万円増加をしております。この要因といたしましては、政府が作成する地方財政計画、この中で地方の活性化の別枠の加算というのも約1兆円ございました。こういったものも含めて16兆9,000億円という措置がされているということもありまして、本市でも前年と比べますと4億8,000万円の増というような決算になってございます。

このほか諸収入では、備荒資金組合の積立金2億4,000万円を取り崩しておりまして、これは平成19年度から21年度までの3カ年で退職手当債を発行いたしまして、これが1億円ずつで3億円ということなんです。これについては平成22年が退職手当組合の精算納付金の3年に1回の時期に当たったものですから、この2億8,000万円の支払いに充てたというような状況でございます。

このほか委員御指摘の繰越金につきましても、ここ数年国の経済対策で、本来一般財源で施設の修繕等もやらなければならない、こういった部分が交付金で手当てできた、こういうこともございまして、21年度からの繰越金も5億4,000万円あったと、こういう要因が重なったものと考えております。

また、歳出面で申し上げますと、ただいまの質疑にもございましたように、財政健全化計画の実施、中でも人件費の独自削減というのも大変大きかったというふうに思っておりますが、このほか経費の節減、入札執行残、こういったものにつきましても、残るものは残すというような考え方で努めてきた結果、5億6,600万円が執行残となったということでございます。

この結果、実質収支としては7億6,300万円ということになりまして、そういう意味では前年度の繰越金はそのまま残して、単年度でも収支としては黒字ということができた、これは御指摘のとおり、やはり不用額の額も大きかったというふうに考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 見方はそう変わりないと思えますけれども、そこで、この決算の内容で特に注目したい点は、例えば歳入の中の構成比率、市税が12.3%、それから地方交付税が43.6%、市債が12%、こういうものが歳入の大勢を占めているということで、依然として40%を超えるものがやはり依存財源ということになるわけです。

したがって、当初予定していなかった病院会計にも3億9,700万円ほどこの一般会計から繰り出したと、こういうことも含めて、依然として財政構造というのはやっぱり依存財源に頼らざるを得ないと、これは土別市だけでなく、地方自治の現況からもこういう傾向には多分あるんだと思えますけれども、そういういわゆる脆弱な財政基盤にあると、こう言わざるを得ないわけでありまして。

そこで、先ほどちょっと申し上げた不用額の問題でありますけれども、私はこれは当然予算編成時において各課、いわゆる原課から予算がいろいろ上がってくる。これは財政当局が積算根拠等を十分精査して前年度の実績等も踏まえて、当然精査して予算を計上するのであるというふうに思います。そこで、当然これらについては、今後とも予算を組む段階で十分に内容の積算根拠といいますかね、これを精査するということはもちろん当然でありますけれども、今後は今の疲弊している地域経済の活性化につながるような政策を打てないのか。その政策、あるいは必要な施策、このようなことを考える必要があるであろうというふうに私は思います。

例えば、林業の今、市も10カ年計画の施業計画等をやっておりますが、特に市有林の植栽、あるいは間伐、こういった面の予算の規模拡大、あるいは有害鳥獣の予算の問題、それからきのうも小池委員さんから出ておりましたけれども、住宅の改修の補助率のアップ等々、やはり例えば市民がことしは土別市の黒字が7億6,000万円出たと、こういうことを聞いても、直感的にそんなに地域経済よくなっているのかと、こういうことも思われるかもしれません。

したがって、そういうことを考えた場合に、当初から地域経済の活性化につながるような施

策を予算の中で組んで、その結果黒字が出たということであれば、これは大変喜ばしいことでもありますけれども、そういうようなことも含めて、この不用額についての考え方、特に地域経済の活性化につながるような施策を新しい年度で組むべきではなかろうかということについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今不用額についてのお話がありました。不用額については、先ほどもお話がありましたように、入札の執行残等々によって発生するというので、これを見込むことについては、ちょっと不確定な要素も多々あるかというふうに思っております。限られた財源の中でしっかりとした行財政運営をしていくということを目指して運営を行っているわけがありますけれども、お話にありましたように、市内の経済活性化に向けた取り組みということについては、雇用の面等々を含めて、本市の発展にも結びつくということですので、これについては積極的な推進をしなければならないというふうには考えております。

委員のお話にもありましたように、予算編成時に一層中身を精査して予算編成をしていくということについては、これはもちろんのことですけれども、不用額があるからこうした施策を組むという考え方ではなくて、あくまでも計画的に、そして必要な施策を予算要求時には出してもらって、それを精査、査定をして予算編成を行っていくということで今後も臨んでいきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） ぜひこの新しい予算編成時において、今申し上げたようなことを十分意を配して取り組んでいただきたいと、このようにお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に、剰余金の処分について質問させていただきます。

従来まで決算剰余金は、いわゆる地方自治法233条の2項に従って、翌年度の歳入に入れる、こういう条文の中で今日までほとんど次年度へ繰り越してきたという経過があります。今回は第3回定例会で副市長からお話ありましたように、4億円を一般基金に繰り入れする、こういうことが報告をされたところであります。

今までこういった基金の繰り入れというのは、実はなかったわけですが、それは1つには、例えば22年度の当初予算で、従来は除雪費を次年度へ繰り越して、その中で補正で組んでいた、こういう実態があったわけですが、22年度は当初からこれらについては予算を計上したということで、当然今年度、23年度へ繰り越した財源の中で予算を組む必要もないと、こういったこともあるでしょう。

ただ、そういった状況の中で、今回基金に積んだということは、もちろんこれはもう大変財政基盤の拡充という面からいいわけですが、例えば今士別市の地方債、これは一般会計、特別会計、企業会計を含めて22年度決算は353億円であります。このうち財調基金は6億7,000万円、極めて少ないと言わざるを得ない。目的積立金を含めても24億4,000万円、こういう状

況の中で、多分財政基盤の拡充という意味から積んだと思うんですけども、その基金に今回入れた理由について最初にちょっとお聞かせをいただきたい。

副委員長（十河剛志君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） ただいま委員がおっしゃいましたように、22年度の剰余金のうちの4億円につきましては、財政調整基金のほうに繰り入れをしたと、積み立てをしたということでございます。

それで、この繰り入れにつきましては、地方自治法でありますとか、あるいは地方財政法、それらの規定に基づいて、または市の基金条例、そういったものに基づいて積み立てることができるということでもありますので、積み立てたところですけども、例えば地方財政法では基金に積み立てるか、あるいは地方債の要は借金の繰上償還の財源に充てなさいよというようなことを言っている中で、市としては財政調整基金のほうに積み立てたところでありまして。

それで、その部分の理由なんでありますけれども、今、公債費残高、これは一般会計でいきますと235億円ほどあると。それらの元利償還金を22年度でいくと23億円ということで、これは財政的には圧迫している状況にありますし、全会計で言っても353億円の公債費残高といったようなところで、その部分については確かに軽減を図っていかなければならないところでありまして。

ただ、一方、安定的な財政運営のための財政調整基金、これを見ますと6億7,000万円しかないといったようなことで、これは決して十分とは言えない額であります。この財政調整基金というのは年度間の財源の調整、不均衡の調整でありますとか、あるいは災害なんかに備えて思わぬ支出ということになりますけれども、そういったことに対応するためにある基金でして、これは少しでも多くの備えがあるにこしたことはないということでありまして、そこで例えば繰上償還の財源に充てると考えましたときに、今回の場合でいきますと4億円例えば充てますといったことを考えたときに、借入れの起債ごとに残年数というのは異なるんですけども、その償還年数が複数年ありますので、各年度だけを見ますと、決して軽減額というのは大きくなりません。これは何十億も繰上償還できれば軽減にはなっていくんですけども、そういったことでもありますとか、繰上償還するということは、銀行等の縁故資金の繰り上げにもなってくるんですけども、政府資金については補助金免除の繰上償還などを既に実施していることなどから、そういったことで繰上償還に充てるということではなくて、当面する資金需要に備えるために財政調整基金のほうに4億円積み立てするとしたところでありまして。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今いろいろ答弁ありましたけれども、私はそれは間違っているかどうかは知りませんが、本来この歳計剰余金の処分というのは、いわゆる決算認定、議会の議決ということが私は優先するんだろうというふうに思っていた。それはなぜかということ、御承知のように決算認定が終わってからというふうな考え方の中で、今回、地方自治法233条の2というのは、財務実務の解釈からいくと、これは手続法なんですね。どっちかということ、地方財

政の健全化という観点からいけば、地財法第7条、いわゆる今法邑課長お答えになったように、翌年度に繰り越すか、または基金の繰り入れ、あるいは地方債の財源の償還に充てなければならぬと、こうなっている。2分の1を下回らない金額で充てる、こういうことになっているわけでありまして、今お話あったように土別市の基金条例第4条、2分の1を下回らない金額を積み立てるということからいけば、これは自治法とか地財法7条よりも市の条例第4条、これが優先するという解釈が正しいんですか。この点ちょっと確認させてください。

副委員長（十河剛志君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） 地方自治法と、それから地方財政法、それと市の基金条例、これらの関係でありますけれども、まず地方自治法におきましては、剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないと、要は繰り越ししなさいよというふうにされておりますし、地方財政法では2分の1を下らない額は積み立てるか、地方債の繰上償還に充てなければならぬというふうにされています。

それで、今の行政解釈としましては、委員がおっしゃいましたように、地方財政法のほうが優先されておまして、要するに健全性の確保というその見地から、決算上生じた剰余金については、それは積み立てるか借金の返済に充てるということで、これは実質的に剰余金の用途を制限、規制したものであります。こうしたものに対して、自治法のほうではこうした編入とか積み立てとか、単に処分の方法を定めたものに過ぎないというふうにされておまして、したがって、地方財政法が優先すると解釈されているところであります。

例えば、行政実例においても、地方自治法に規定する決算上の剰余金の2分の1を下らない金額は、財政法の規定によって積み立てまたは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならぬというふうにされていますけれども、なおとしまして、この場合、その積み立ては自治法のただし書きの規定によって処理することは差し支えないというふうにしています。

ここで基金条例の関係が出てくるんですけれども、今申し上げました自治法のただし書き、ここに決算上生じた剰余金については、条例または議会の議決によって全部またはその一部を繰り越さないで基金に編入することができるというふうの規定されているところでありまして、本市においてはその基金条例のほうで処分の方法を定めているところでありまして、したがって、議会の議決を経ずに今回の4億円は積み立てたということになります。

また、確かに決算の関係でいくと、決算はあくまでも議会の認定、議決があって初めて確定するものでありますけれども、実質的な積み立てでいきますと、出納閉鎖が終わった時点で一応、額的なものはもうそこで出てしまいますので、今回は実質的には6月1日に積み立てについては実施したということでございます。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） ということは、結果的に今回は233条の2ではなくて、地財法第7条によって2分の1を下回らない金額をその基金に繰り入れたと、こういう解釈と同時に、今説明あ

ったように、土別市の基金条例第4条が優先するというか、これで決めても認定をしない段階でやっても問題はないと、こういう解釈でよろしいんですね。

副委員長（十河剛志君） 法邑課長。

財政課長（法邑和浩君） はい、そういうことでございます。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。

それでは、次に移ります。先ほどもちょっと触れましたけれども、22年度末の地方債残高は一般会計では2億1,400万円ほど増加しているわけでありましたが、全会計では1億2,000万円ほど減少して353億円と、こういうことになったわけでありまして。実はこの地方債のいわゆる補償金免除繰上償還、これは19年度から実施してきたわけでありましてけれども、22年度は実施しなかったというふうに聞いております。

そこで、22年度まで、いわゆる19、20、21、3カ年間のこの免除繰上償還をやったわけですが、そのことによって22年度の軽減額というものは幾らぐらいその影響があったのかということと、さらに先ほどちょっと触れました財政健全化比率という公債費比率、これについては22年度でどのような影響があったのかお聞かせください。

副委員長（十河剛志君） 中館主幹。

財政課主幹（中館圭司君） 補償金免除の繰上償還につきましては、19年度から21年度の3カ年で借りかえを行った額が14億1,900万円ございまして、利子の軽減となった金額については5,500万円ということになっております。実質公債比率への影響ですが、この3カ年の平均比率で算出されますが、この借りかえによりまして平均で0.5ポイント改善しているということで、繰上償還がなければ17.7%になっていたであろうというふうに試算をしております、現行は17.2%ということになっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） そこで22年度は実際やらなかったということですが、現在、この地方債353億の中で、従来5%以上のを対象にして繰上償還してきたと思うんですけれども、こういう高い金利の分というのは今ほとんどないんですか。やらなかった理由というのはどうしてやらなかったんですか。

副委員長（十河剛志君） 中館主幹。

財政課主幹（中館圭司君） 本制度につきましては、厳しい地方財政の臨時特例措置として設けられたものでして、平成3年までに借り入れをした5%以上の公的資金が該当になっております。今回、19年度から21年度で該当したのは、ただいま申し上げました対象としては50本になるわけですが、この措置がまた3年間延長されたということで、平成22年度から24年度につきましては、借りかえ額としては13億円の予定をしております。委員御指摘のとおり、22年につきましては、その対象となる起債がなかったということで、23年度、24年度でまた予定をし

ているという状況でございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） いずれにしても、先ほど申し上げたように、350億円を超える借金、貯金は6億7,000万円、今回積んで10億円ぐらいですね。予算を見るとそのうち2億円は取り崩すような計画があるようです。いずれにしても、この地方財政の厳しい状況の中で安定した財源、財政運営をどう図るか、これは極めて重要な課題であると思います。したがって、今回策定された財政の見通し、こういった方針に基づいて、ぜひ安定した財政基盤の確立というものに一層努めていただきたいということを申し上げて、この決算の関係については終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、国民健康保険の特別会計についてお伺いをさせていただきます。

22年度の決算状況についてお伺いをするわけですが、御承知のように22年度は財政収支がかなり赤字になるということで、税制改定を行って、単年度で約3,500万円、5年間で1億7,500万円という財源を確保して5年間の収支の均衡を図る、こういう計画で去年多分1億5,000万円積み立てしたんだろうと思います。

去年の決算見込みの段階では、一般会計から1億7,750万円、あるいは基金1億4,150万円を全額充当しても1億200万円足らん、こういう見通しであったわけでありまして。決算を見ますと、歳入歳出とも28億8,100万円イーブンとなっている。これは当然基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰り出しと、こういうことで収支をとんとにしたんだと思いますけれども、そこでこの決算、今申し上げた見込みに対して決算の中身はどうだったのかということと、それから保険給付費がずっとこれを比較してみると、19年度から年度的に増加しているわけですね。これが22年度の予算では20億4,200万円というふうに見込んでいたと思うんですけども、これらの結果はどうなったか。これを含めて国保の決算の状況をちょっとお聞かせください。

副委員長（十河剛志君） 佐々木市民部参事。

市民部参事（佐々木幸美君） お答えいたします。

まず、平成22年度の国民健康保険の決算の内容と基金の運用についてでありますけれども、22年度は当初予算におきまして、保険給付費の増加、また前期高齢者交付金の精算金等が見込まれておりましたので、実質的な赤字予算を編成するような形になっておりまして、第2回の定例会におきまして国保税の税率の改定を行ったところであります。この改定内容につきましても、医療保険の給付分に係る所得割、1人当たりの均等割、また1世帯当たりの世帯割を引き上げまして、後期高齢者支援金分、また介護納付金につきましても据え置いたような形になっております。

改定時に新税率を適用した場合、世帯の平均引き上げ額1万465円、また1世帯当たりの平均の年税額15万9,065円と試算いたしまして、同じく1人当たりの平均引き上げ額5,752円、ま

た1人当たりの平均年税額の引き上げ8万7,433円と試算いたしましたところでありますけれども、決算もほぼ同じような同額となりまして、全体の税収額、増収額ですけれども、約3,800万円となったところであります。

次に、医療費となりますけれども、保険給付費の状況でありまして、20年度、21年度の給付実績をもとに伸び率等を推計いたしまして、22年度の予算20億4,200万円を計上したわけですが、この保険給付費の決算状況でありまして、最終的には対予算で約1億2,100万円、対前年度で3,480万円の減と、決算額19億2,100万円の保険給付費の状況となったところ です。

また、歳入面では、当初予算に見込んでおりませんでした北海道の調整交付金約2,600万円の交付がなされまして、またこれらが主要因となって、当初本年の3月の予算審査特別委員会におきまして、決算状況の見通しの中で基金を全額取り崩して、なお1億200万円の収支不足が考えられるということで見込んでいたんですけれども、23年度の予算から繰上充用して決算しなければならぬというような説明をさせていただいておりました。結果といたしまして、繰上充用措置を行うこともなく、全額取り崩しを見込んでいた国保支払準備基金につきましても、1億4,156万3,000円のうち1億1,128万円を取り崩して繰り入れすることによりまして収支均衡が図られたということで、既存の基金も3,027万9,000円ですけれども、維持する形で22年度赤字決算が回避できたというような状況になっています。

また、次に、一般会計からの繰入金についてでありますけれども、市町村の国保事業に対しましては、国と地方の財源調整の一環といたしまして、地方財政措置が行われているところですが、一般会計から国保会計に繰り入れ措置が行われているんですけれども、地方財政措置の内訳につきまして法定繰り入れとなるもので、保険基盤安定による低所得者に係る国保税の軽減分、また中間所得層の税負担を軽減する保険者支援分のほかに、医療費が過大となった場合に基準超過費用額の繰り入れだとか、国保財政の安定化支援事業としての繰り入れ、その他交付税措置されている一般財源化されたような需用費が対象となっております。

22年度決算におきましては、この繰入金が4億2,338万円と、このうち3億1,210万円は一般会計からの繰り入れとなっております。この一般会計からの繰入金につきましては、ただいま説明させていただいた地方財政措置の考え方に基きまして1億6,210万円を繰り入れ、これに加えて22年度では初めて赤字補てんを目的とするような一般会計から1億5,000万円の法定外の繰り入れもさせていただきまして、残り1億1,120万円につきましては、収支不足を補うため、国保支払準備基金からの取り崩しによる繰入金となっているところで、繰入金全体では委員お話のとおり、例年より増加しているような形となっているところです。これによりまして22年度末の国保支払準備基金の残高ですけれども、既存の3,027万9,000円に一般会計から繰り入れていただきました1億5,000万円を合わせまして、現在1億8,027万9,000円となっております。

続きまして、22年度決算における保険給付費の状況についてでありますけれども、21年度の

傾向といたしまして、入院に係る医療費が著しく増えまして、また年間を通しても全体的に増加傾向でありましたので、21年度の決算で20年度実績を約1億7,000万円ほど上回るような形で、決算といたしましては19億5,600万円の保険給付費となっているような状況から、22年度予算を立てる段階で伸び率などを考慮させていただきまして20億4,200万円の保険給付費を計上したところであります。

医療費は、年度当初から9月診療分までは保険給付費大きく伸びた21年度と大体同じような医療費の傾向を示していたんですけども、その後、インフルエンザの影響などによりまして、大幅な医療費の増加が見込まれるということで懸念していたんですけども、10月以降伸びがややおさまりまして、結果として保険給付費も対予算では約1億2,100万円の減、また対前年度では3,480万円の減となりまして、最終決算額につきましては19億2,100万円と、22年度の収支不足額の改善に大きく作用したものととらえております。

一方で、医療費というのは単年度の収支だけではなかなか判断できないというような不確定要素も大きく抱えておりますので、今後におきましても、急激な医療費の伸びなどに注意を払ってまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 結果的に当初の見込みより好転したと。したがって、新規の1億5,000万の積み立てと、今回の残高3,000万ですか、1億8,000万円を今基金として持っている、こういう状況ですね。わかりました。

そこで、関連がありますのでお伺いしますけれども、23年度もう既に6カ月を経過したわけでありまして。9月末ですね。そういった状況を踏まえて、いわゆる23年度の国保会計の収支見直し、これを簡潔にちょっと見直しだけお聞かせください。

副委員長（十河剛志君） 佐々木参事。

市民部参事（佐々木幸美君） 6カ月経過した段階でなんですけども、その収支状況ということであります。まず、国保税につきましては、今年度は税率等の改定は行っておりませんで、2回定例会におきましては、地方税法等の改正によります課税限度額の引き上げを実施いたしまして、試算で約760万円の税込増を見込んでおります。

一方、診療費につきましても、現在8月診療分までの医療費のほうを把握しておりますけれども、全体に減少傾向になっております。9月末現在で、昨年同期と比較いたしましても、1人当たりの診療費と受診率ともに減少しておりまして、保険給付費を含むところの国保会計全体でも約8,000万円程度収支が抑えられているような状況となっております。

ただ、がんとか、心疾患、脳疾患とか、その医療費を大きく押し上げるような疾病、治療を要するような方が今後増えていけば、今後この残り半年ですね、高額となるようなことも、医療費が伸びるとすることも想定されますけれども、残り半年間の医療費の動向を慎重に見きわめてまいりたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 見通しについてお伺いしたわけでありませう。

そこで、もう1点ちょっと関連があるんですけども、国保事業における被保険者の動向というものがちょっと気になるわけでありませう。いわゆる被保険者が自然人口減少等によって減少するということ、それから、現役から退職によって、2年間の猶予期間はありませうけれども、社会保険から国保に入ってくるというような状況、また75歳を過ぎると後期高齢者制度へ移行して、その該当者が減少する。そういうことがあるんですけども、こういった減少の動向でせう、これについてはどのように押さえているかということと、それから、極端に減少するということはあり得ないかもしれませうけれども、いずれにしても、そういった今申し上げた移動によって、国保の対象者、被保険者が減少していった場合、いわゆる国保税収に与える影響というのは出てくると思うんですけども、この辺はどのように押さえておられますか。

副委員長（十河剛志君） 渡辺市民課長。

市民課長（渡辺幸明君） まず、被保険者の動向についてであります、本市の人口が20年度末で2万2,527人、21年度末で2万2,367人、22年度末で2万1,922人と漸減をしている状況でございます。その中で、国保の年間平均加入者の状況についてですが、20年度で6,892人、21年度は6,844人、22年度は6,770人でありまして、同様に漸減している状況でございます。人口に対する加入率を見ていきますと、20年度は30.6%、21年度、22年度は約31%とほぼ横ばいの状況でございます。

お話にありました社会保険から国保への異動者につきましては、20年度は253人、21年度は88人、22年度は101人と増加をしている状況でございます。また、後期高齢者医療保険制度には、制度開始の20年度におきましては3,270人、その後、年に280人程度の異動となっている状況でございます。

このような状況から、今後の動向につきましては、平成28年度までの今後5カ年間は団塊の世代の退職者からの加入が多く見られるということから、国保加入者全体では大きな変動はないという中で推移すると考えております。ただ、29年度以降は現在の人口構成から推計をいたしますと、加入者の減少が想定をされるところでございます。

次に、国保の被保険者が減少した場合の国保税への影響についてのお尋ねでございます。この場合、税収の減にはなりますが、当然医療給付費におきましても減るという構図になると思われませう。そこで、被保険者が少なくなればなるほど不確定な医療給付費の変動に対応が難しくなるというふうには考えられませう。ただ、現在、被保険者の増減による国保会計の影響よりも、現状の経済情勢の悪化による滞納でありますとか、リストラなどによる低所得者の増加による税収減、さらに高齢化による医療給付費が増加するほうが心配をしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 28年度まではそんなに減らないということで、税金についてもそう変動はないというふうに伺ったところであります。

そこで、最後に、今22年度の決算状況、それから被保険者の動向を伺ったわけでありませけれども、前段申し上げたように、22年度に税率0.6%程度上げて、1人平均1万400円ほど負担が増えたということで、5カ年間で1億7,500万円、これで5年間の大体平準化を図るということで去年からスタートしたということでありませから、今後その税金、収支の関係は安定的に推移するであろうという期待を持っているわけでありませけれども、今後そういった状況を踏まえて、税率の改定というのは予定はあるのかどうかだけちょっと最後にお伺いをします。

副委員長（十河剛志君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 先ほど参事のほうからお答えいたしましたように、国保会計につきましては、22年度大きく収支改善をしている状況にあります。それと、23年度につきましても、医療費の状況から見ても、このまま推移するようであれば当面税率の改定の必要はないのかなというふうに考えております。例えば、国保側の保険給付費が1億円増加したとしても、国・道のほうから半分補てんがあるということで、残りの5,000万円を国保税に求めるわけですが、一般会計のほうから1億5,000万円という基金の支援を受けて積み立てているところですので、その分については、多少の変動については対応できるのかなというふうに考えております。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。以上で、この国保会計の関係の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、総合計画について若干お伺いをしたいと思います。

御承知のように、市の総合計画は平成20年、いわゆる2008年から2017年まで10カ年として、20年3月に作成されたわけでありませ。この計画の大きな指針は6つほどあるわけですが、この総合計画というのは御承知のように、市政運営の最上位に位置づけられているということでありませ。

20年度の新しい総合計画が策定された時点で、いわゆる3カ年の見直し、ローリングというようなものを社会情勢の変化に対応してやるんだというようなことでお伺いしていたわけですが、そこでこの3カ年、20、21、22の中で見直した事業内容、あるいは関連して事業費、こういったものの内容について要点だけ絞って説明をいただきたいと思ひませ。

副委員長（十河剛志君） 中峰企画振興室企画課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

今お話ありましたように、本市の総合計画は平成20年度から29年度までの10カ年を計画期間として、当初段階では280本の事業、総事業費は約644億5,500万円、これを総体事業費ということで策定をいたしてあります。その実施計画については、向こう3カ年を1つのスパンということにいたしまして、毎年度見直しをするということで、毎年秋に各所管で検討し、さらに

市長ヒアリングを行って見直しをかけているのが実際実施している内容でございます。こうしたことから、3カ年のスパンごとにこれまでの見直しの経過についてお答えをいたします。

まず、20年度から22年度の実施計画につきましては、これは計画策定段階と時期が同じでありますので、当然見直しというのはありませんが、21年度から22年度の3カ年については、これは20年度におきまして実施したヒアリングで見直しをしています。この中では、土別農村塾運営事業やサフォークランドプロジェクト事業、こういったような4事業を追加している一方で、1事業を廃止ということで整理をしています。また、事業内容の変更などいたしましては、母子保健事業、あるいは地域生活バス路線の運行事業、そして多寄小学校の校舎改築事業などについての見直しを行ったところであります。この結果、21年から23年度の3カ年の事業費といたしましては、当初計画の215億3,100万円に対しまして、約3億減の212億2,300万円となったところであります。

次に、22年度から24年度の3カ年、これを対象とする21年の見直しにおきましては、牧野市長のマニフェストに関連する21の新規事業のほかに、マニフェストには関連しない事業として、例えば地籍調査数値情報化事業など11事業を合わせまして合計32の事業を追加したところでございます。

一方、6つの事業を廃止または再編といたしまして、さらに事業内容等の変更として、3点あるんですけれども、1つには市長のマニフェストに関連して、既存事業の内容等を修正、変更したものがあります。2つ目には、国の経済対策、これに対応するために総合福祉センター、多世代スポーツ交流館の改修事業、あるいは上水道消火栓整備事業、こういった事業を修正、変更したところであります。3点目には、国の農業政策、これが大きな転換期といいますが、見直しがかかっている時期でありまして、この事業制度の継続決定ということで、1つには中山間地域等直接支払い交付金事業、また水田農業構造改革対策事業、いわゆる戸別所得補償の関係ですけれども、こういったものの変更も行ったということであります。これらの結果、22年度から24年度の3カ年の事業費といたしましては、当初計画では209億7,200万ということで計上してございましたけれども、101億7,900万円の増となりまして、この3カ年分としては311億5,100万円ということになりました。

続きまして、23年度から25年度の3カ年を対象といたします平成22年度の見直しにおきましては、地域おこし協力隊活用事業や子宮頸がんワクチン等接種事業と、こういった19の事業を追加いたしました一方で、2つの事業を廃止しております。さらに、小・中学校適正配置計画に基づきます小・中学校の耐震補強改築事業などについて内容の修正、変更を行ったものであります。

なお、これらのうち土別市林業センター、いわゆる日向温泉の関係の改修については、次年度に方向性を出すということでありましたので、一たん保留というような扱いもしております。また、新規事業として平成21年に追加をいたしました公認パークゴルフ場、この新設事業につきましては、市民の皆さんの意見を聴く会、あるいは地域政策懇談会等々を通じました市民の

皆さんの御意見、こういったものを踏まえて、当面見送りということで処理をしております。これらの結果、23年度から25年度までの3カ年の事業費といたしましては、当初220億7,800万円ということでありましたが、145億8,900万円の増となりまして、366億6,800万円というところになったものであります。

このように22年度の見直し時点におけます10年間の総事業数、本数で申しますと335本の事業ということになっておりまして、10年間全体での事業費といたしましては998億3,300万円という状況になっておりますが、この335本の事業のうち中止や再編ということで先ほど申し上げた9つの事業があるわけですが、この事業についても現状は項目数としては入っておりますので、実質的な事業本数、現状におきましては326本ということになります。

以上が22年度までに見直した実施計画の内容でございます。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 次の段階で市長マニフェストの関係の見直した点をお聞きしたいと思っただんですが、今いろいろ触れられましたので、これは割愛をさせていただきます。いずれにしても、10カ年では998億ですか、総体で。これ当初は600何ぼでなかったですか。かなり増えるということが予測されると。本数で335本、総事業費998億、これは20年度の設定した時点とどのぐらい増えるという計画なんですか。

副委員長（十河剛志君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） 今お話にございましたように、私も先ほど説明いたしましたように、当初646億円が現在998億円というふうになってございますけれども、この中には先ほども申し上げましたが、中山間の事業、あるいは戸別所得補償など国の制度に伴うものも含まれております。また、ハード事業で申しますと、国営農地再編整備事業、これも当初では入っておりますけれども、さらに事業費が増えていますので、こういったものも含めております。したがって、財源等々を含めて、いわゆる市の単独持ち出し分に多大に影響を及ぼしているものはそれほどない状況であります。そういう中で、約350億円近く増えていますけれども、これらの事業を含めての内容ということで御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 結果的に350億円程度増えるということですが、これはどっちかというハード事業で増えるという解釈でよろしいですか。

副委員長（十河剛志君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今説明させていただきましたように、例えば中山間の事業で申しますと、これで12億円程度の事業費があります。また、戸別所得補償では233億円というようなことがありますので、どちらかという、そういった制度に伴っての国の政策と連動したことでの部分が多いということでもあります。全体としてはそういった構成になっているところです。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） わかりました。以上で、この関係について終わらせていただきます。

最後に、道道士別朝日市街地の関係、きのう菅原委員からも御質問ありましたけれども、重複しない範囲で質問させていただきたいと思います。

御承知のように、この事業は平成2年から既に20年を経過したということでありまして、今日までいろんな紆余曲折はありましたけれども、今回9月29日に上川総合振興局旭川建設管理部から説明を受けたところであります。今の段階の工程表といいますか、状況については、23年度中、あと5カ月程度しかないんですけども、この中で電柱の移設を今の道道から裏側へ移設するというので、この移設先のいわゆる民地の地権者の承諾を得るという作業、これが1つ。それから、24年度には工事が例えば始まったときに、今の道道に面している住宅、店舗、そういった物件にどのような影響があるかという調査をするための物件の調査、これを24年度に実施したい。こういったことを踏まえて、25年度の着工を目指すという説明であったわけがあります。

現在、まちづくり期成会というのはもちろんあって、そこがいろいろ御苦労いただいて今日まで至ったという経過もあります。そういった期成会の中では、1つには今その道の道の市街地における交差点の整備、3カ所程度要望が出ているわけですけども、JAのところと、それからサンライズの入り口、総合支所の入り口、こういったことが要望出ているわけですけども、これらについては今後関係部局と十分詰めなければいかんという状況にあります。

さらに、きのう菅原委員からもお話あったように、舗装の工法の問題、あるいは縦断管の問題等もありますけれども、こういった点についても今後十分に関係部局と詰めていただいて、あるいは内容を十分確認をしていただいて、きのう相山副市長から答弁ありましたように、全庁的な議論の中で対応していくという答弁をいただきました。したがって、そういったいろいろの課題ももちろんありますけれども、今後ともまちづくり期成会を中心とした中で、それらの地域住民の意向等も十分反映していただきながら、できるだけ25年度着工に向けて努力をいただきたいというふうに思います。

実は、私も平成2年、農協に在職中に、この事業には十数年にわたって関係してきた1人でもあります。したがって、地域住民にとっては長年の懸案事項である、こういう熱い要望も実はあるわけありますので、こういった点も踏まえて、ぜひ今後とも、道を初め関係機関との協議を進めて、できるだけ早い25年を目指して着工いただくようにぜひ全力を挙げて御努力いただきたい、このように考えているわけですけども、これらの今後の協議についての考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君） 今、伊藤委員のほうから現時点での工程についてお話がありましたけれども、旭川建設管理部のほうからは、23年、24年、25年という形で工程をこういった形でやりますよという報告は受けております。事業推進におきましては、地域住民の御理解と御協力をいただけるように、まちづくり期成会を中心に総合支所、行政各部局と連携を密にし

て、事業主体であります旭川建設管理部を初め関係機関と情報を共有しながら、事業完了いたしますよう鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 伊藤委員。

委員（伊藤隆雄君） 今申し上げたようなことをぜひ実現に向けて、市長を初めとして関係機関に働きかけをいただきたいということを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副委員長（十河剛志君） 谷口隆徳委員。

委員（谷口隆徳君） 私から地上デジタル放送設備事業についてお伺いをいたします。

デジタル化は今年の7月24日をもって、東日本大震災の地域を除きまして完全に移行されたわけでありまして、本市においても、デジサポの事前調査などにより、難視聴地域対策が施されておりました。22年度の決算によりますと、温根別地域の中継局整備、あるいは建物共聴設備及び辺地共聴設備デジタル化が進められましたが、そのほかにも難視聴地域があったかどうか、計画されなかったことについてお伺いをいたします。

副委員長（十河剛志君） 青木総務課主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

まず、平成22年度の整備状況としましては、中継局につきましては温根別テレビ中継局を22年12月に開局したところでありまして、これにより約160世帯の難視聴を解消したところであります。

続きまして、共聴施設関係につきましては、まず辺地共聴施設としまして朝日町の北一線地区、南朝日・三栄地区、登和里・岩尾内地区の3共同受信施設を整備し、これにより49世帯の難視聴を解消。次に建物共聴施設につきましては、市立病院、市民文化センター、土別小学校、総合体育館、それと北部、南西団地を含めた6共聴施設を整備したところでありまして、これにより124世帯の難視聴解消をしたところであります。

そこで、22年度時点で難視聴地域であったが、計画されなかった地域につきましてはの御説明をさせていただきます。

初めに、対象戸数が100戸を超える朝日三望台地区につきましては、当初北海道地上デジタル放送推進協議会におきまして、上土別中継局からのデジタル波の発信により受信可能地域であるとの判断でありましたが、21年11月の開局以降、電波状況が悪いとの地域住民の方からの問い合わせがあったため、電波受信状況が調査されました結果、難視聴地域となった経過がございます。こうしたことを受けまして、早急にホワイトリスト登録作業を開始しましたが、22年度の事業採択とならなかったところによりまして、本年23年度事業となった経過でございます。こちらにつきましては、現在、本年11月末の解消に向けた工事を進めているところでございます。

また、温根別地区におきましては、温根別中継局からはNHKのアナログ波のみ開局されて

おりましたため、民放は旭川などの別の中継局にアンテナを向けて受信した状況でございましたが、デジタル化するに当たりまして、民放も併設した中継局を整備し、平成22年12月に開局したところでございます。22年度中における事業採択は、そういった電波状況の把握等の必要性もあったため不可能であったことによりましたことでありました。温根別の6区と北温地区について本年度中の解消に向け取り組みを進めているところでございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） その中で、ホワイトリストに登録されなかった、22年度の採択にならなかったということになりますね。それで、23年度にホワイトリストの登録がどの程度のものがあるのか。また、それによって個別の受信あるいは共聴の受信等の費用、経費についてはどのような形になるのか、それをお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） ただいま23年、今実施している事業の共聴施設の部分、また個別受信の費用負担ということでございましたが、各個人の費用負担ということであったと思います。この難視聴対策、これには2戸以上の地域が一緒にこの対策を講ずる共聴施設の受信、そして近くに集落がなく1戸を対象とした個別受信方式といった二通りの方式がございます。それで、いずれも各個人からの自己負担が地域によって格差が生じないように、一定程度の3万5,000円の負担ということを目安としております。この3万5,000円の根拠と申しますのは、アンテナを設置する費用、これが全国的な平均単価3万5,000円ということ、いずれの方式をとったとしても一定の目安としてございます。ここでNHKの受信契約がされている場合、されていない場合、されていない場合は3万5,000円の負担であります。されている場合につきましては2万8,000円、そこからさらに助成が出ます。ですから、1戸当たりの平均負担は7,000円ということになっております。

また、個別受信につきましては、それぞれ受信点から宅地までの距離がばらばらでございます。通常は15メートルを一定の基準としております。15メートル以内については宅地内の問題であるといった観点から、助成制度のほうの単価が変わってございます。また、15メートルを超えた場合については、国の補助対象が3分の2という基準がございます。これに対しても、いずれも国の基準、そしてさらにNHKの助成が上積みされるということ、個別受信につきましても平均7,000円の負担ということを目安としているところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 23年度の予算には三望台付近、あるいは温根別地区、北温、それから茂志利、温根別の6地区が設備の計画であります。この計画のほかにも難視聴地域が解消されないところがあるのかどうか。また、解消されないところがあるなら、解消のための対策をどう考えているのか、あわせてお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 青木主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） 現在、難視聴の解消に向けて協議を進めておりますのは、茂志利地区11世帯、西土別町東の沢5世帯、上土別大和地区14世帯が対象となっております。

そこで、細かく説明させていただきますと、茂志利地区におきましては、共同視聴の電波受信点が居住地付近では確保できない状況でございますので、現在、北海道地上デジタル放送推進協議会と恒久対策について協議中でございます。西土別町東の沢につきましては、個別受信が共同視聴のどちらかにするかについて、個人負担の発生もありますことから、こうした費用対効果の観点により協議中でございます。

大和地区につきましては、当初は国によるポイント測定の結果、大和地区一部地域において受信困難とされ、当該区域内にある5世帯についてホワイトリスト登録がありました。その後、受信者からの申し出による調査の結果、1世帯が追加されたところであります。大和地区のホワイトリスト登録世帯は今6世帯となったところでありますが、23年6月、上記6世帯の恒久対策に関する制度説明のため、対象世帯との会合設定を自治会長に依頼したところ、ほかにも受信状況が悪い世帯が多くあるというお話がございまして、今後の対策を検討する上で、大和地区各戸の実態状況把握が必要となったことから、7月に懇談会を開催させていただき、難視聴対策の制度の説明や意見交換をしたところであります。その際、新たな難視聴であることが判明した9世帯に対し、ホワイトリスト登録手続の説明をするとともに、今後は個別受信が共同視聴のどちらかにするのかを協議していただく旨を説明したところでございます。

いずれも、それぞれの実態を北海道地上デジタル放送推進協議会へ相談し、対策について協議してもらっているところでありまして、現在まだ回答がない状況にございます。未解消地区の皆様には、引き続き衛星放送受信にて対応してもらおうこととなりますが、協議会から回答があり次第、地区との協議を進め解消を図ってまいります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） これにつきましては、未解消地域がまだすべて解消されてないというところでございます。いずれにいたしましても、これは国策でありますし、難視聴地域があるということは非常に情報の伝達、あるいはいろいろな伝達の共有というものについて不均衡をもたらすということになりますし、お互いに情報の共有を図るということは大事な作業でありますので、ぜひ緊急に早急な対応をお願いしたいというふうに思っております。

次に、テレビアンテナ等の給付についての現況をお知らせいただきたいと思います。23年度にも予算措置がされておりますけれども、これについても23年度で給付がすべて終了するのかどうか、これをお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 青木主幹。

総務課主幹（青木伸裕君） テレビアンテナ等の給付の助成についてでございます。平成22年度の実績は給付件数にしまして216世帯となっております。23年度におきましては、給付件数

16世帯、2カ年の合計でいきますと232世帯となっております。給付対象件数は235世帯でしたが、みずからアンテナを設置したため支給申請しないと確認できた世帯が2世帯、転出により空き家となっていたため、所有者に対し転出先に御案内をしましたが、複数回送付してきたところがございますが、連絡がとれないとなった1世帯、その3世帯以外につきましては、この事業をすべて終了したところがございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） この項は以上で終わらせていただきますけれども、難視聴対策について、もう一段ひとつ御尽力をいただきますようによろしくお願い申し上げまして、この項は終わります。

子育て支援パスポート事業についてお伺いをいたします。

22年度新規事業として実施されてきましたものでございますけれども、このパスポート事業について登録加入店舗103店舗とされておりまして、利用状況やシール2倍のサービス、その他この支援の内容についてどのようなサービスがあったのかお知らせいただきたいというふうに思います。また、パスポート発行枚数はどのくらいあったのかお知らせいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 藤森こども・子育て応援室主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 子育て支援パスポート事業について、利用状況についてお話をさせていただきますと、利用につきましては、買い物につき通常の2倍のシールを発行しております。平成22年度の補助金にかかわるシールの発行枚数はサフォークスタンプが70万2,000枚、朝日地区のハッピーお楽しみシールが7万221枚であります。それぞれの地区におけますこの事業に参加していただいた指定店につきましては、土別サフォーク組合が84店、朝日商工会シール部会関係が19店となっており、市内全体で御利用いただいている状況であります。

次に、シール2倍のほかの支援はとのお話がありました。これについては、加盟指定店の一部の店舗が独自のサービスを行っていただいております。その内容は、スタンプの3倍や5倍の提供、全品20%オフ、一定金額以上のお買い上げでスタンプの3倍の提供や割引、記念品や粗品の提供などいろいろな取り組みを実施していただいております。また、お菓子のプレゼントなども実施していただいております。

次に、パスポートの発行枚数でございます。22年度当初、中学生以下の対象世帯数につきましては1,620世帯、対象児童数につきましては、中学生が607人、小学生が1,157人、就学前につきましては872人で合計2,636名でありました。パスポートの配布につきましては、兄弟等もおりますことから、中学生用が551枚、小学生以下用が1,322枚の合計1,873枚であります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 登録加入店舗が103店舗となっております。子育てに直結するということになりますと、今中学生、小学生、それから小さい子供さん、これはミルクや紙おむつやノート、あるいは鉛筆というようなものでございましょうけれども、その商品を扱っている店舗はどのくらい加入しているのでしょうかということと、また、大型店舗の加入については今、現状では大型店舗は加入していないというふうに伺っておりますけれども、加入していないとすれば、今後どのように考えていくのかお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） ミルクや紙おむつ、離乳食の商品を扱っている店舗は1店でございます。また、子供向けの文房具、本、衣料品等を扱っている店舗も加盟していただいております。

次に、大型店の加入についての御質問です。現状ではお話のとおり、子育て家庭の利用も多いスーパーマーケット、百貨店などの大型店は加入がない状況となっております。大型店につきましては、全国展開のチェーン店や、道内においても多くの店舗を運営しております、そのグループの統一した独自のサービスを実施されているということもありますことから、参加が進んでいない状況となっております。ただ、事業要綱におきましては、市内で営業する店舗であれば事業参加は可能となっておりますので、子育て世帯の利用の多い大型店につきましても参加いただけますよう、広報等さまざまな方法での周知に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） できれば需要に応じた店舗加入は必要かと思われます。また、この支援パスポート事業の利用についての広報など、今広報のこともおっしゃっておりましたけれども、十分に周知あるいは利用説明などされたのかどうなのか、その辺をお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 事業当初におきまして、対象家庭に周知しております。学校などを通じてパスポートを各戸に配布した際に、参加店の名簿とか使用方法などのチラシについて配布させていただいております。また、店舗には協賛店シールということで店頭には張っていただき、周知に努めてきたところですが、わかりづらいという御指摘がありましたことから、23年度に実施団体と協議をいたしまして、店舗用のポスターを作成してきております。

また、市の広報等につきましては、この事業を実施しました平成22年6月30日以降、広報のこども・子育て応援室だよりなどを含めてお知らせ版などを合わせて6回ほど掲載をしておりますし、年末年始のお買い物に合わせて御利用いただくために、チラシを作成いたしまして、各自治会に班回覧として周知していただいたところでもありますし、また年度末、年度初めには改めて加盟店の承知をしていただくために、新聞の折り込みチラシを実施しまして市民への

周知に努めてきたところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今概要をお伺いいたしましたけれども、これはマニフェストの新規事業として策定されたものでございまして、これから養育している親、または子供たちを支援するものとして非常に効果のあるものと思われましても、今後そのパスポート事業の趣旨が徹底して、今後利用が増えることを望むわけでありましても、22年度の実施を通して今後また改善しなければならない問題点などがあると思われましても、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） この事業の目的といたしましては、子供と一緒に地域で買い物や食事などを行うことによりまして、親子の触れ合いの機会を確保するとともに、子育て世帯が買い物等の際に、商店等から割引などのサービスを受けることで、地域と顔の見える心の通った関係を構築しまして、地域全体で子育て世帯を支援することを目的としてきております。

本事業はこうした観点に立って、子育て家庭と地元商店街の触れ合いによりまして、地域全体での子育てを支援するという一定の子育て力向上意識の醸成が図られてきていると思いますので、こうしたことは事業の効果であると考えております。さらに、ただいま申し上げましたように、サフォークスタンプ及び朝日地区のお楽しみシールが、事業実施によって合わせて77万2,000枚、加えて参加店独自のサービスが子育て家庭に提供されてきておりますので、このことは子育て家庭の買い物等の支援につながっておりますことですので、このことも事業の効果があったというふうに考えております。

次に、22年度を踏まえて今後の改善点ということでありましたけれども、この改善点、22年度の実施を踏まえまして、子育て支援を地域全体で行うことが重要だといった本事業の趣旨について、このことを参加店のみならず市民の方々、皆様全体にさらなる周知啓発を行っていくことが必要だと考えておりますし、また、ただいま申し上げました子育て家庭が多く利用するような店等も参加していただくことが必要であると考えますことから、こうしたお店などの参加拡大に向けて今後努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、グリーンパートナー推進事業及び農業農村交流受け入れ事業についてお伺いいたします。

グリーンパートナー事業の推進に当たりましては、農業者実態及び動向調査が行われたと伺っておりますが、調査の実施経過とその結果の分析についてまずお伺いをいたします。

副委員長（十河剛志君） 武田農業振興課主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 本事業の推進に当たりましては、農業委員会、さらには各地区の農業委員さんの協力を得ましてリストアップをさせていただきました104名の独身農業青年に対しまして、グリーンパートナー事業への参加の意向について聞き取り調査ということで実施をいたしました。

この聞き取りを取りまとめた結果、積極的に参加と答えた農業者は7名、興味があると答えた農業者は40名でありました。一方、参加したくない及びわからないとの回答は57名でありました。また、回答いただきました方々を年代別に見ますと、積極的に参加と答えた7名の内訳は、20代が6名、40代が1名の計7名で、また興味があるとお答えいただきました40名の内訳は、20代が22名、30代が10名、40代が6名、50代が2名でありました。一方、参加したくない及びわからないは57名で、年齢が高くなるほど参加の意向が少ない状況でありました。この結果から、年齢が高くなるほど結婚に対して関心が薄くなることと分析をいたしましたところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 非常に積極的な参加が7名と、それから興味があるという方が40名と、全体104名の中の大体半分までいかないというような形の中のグリーンパートナー事業だということは、非常に大変な事業だなということを伺うわけでありますけれども、この調査に基づきまして、グリーンパートナー事業を推進されたというふうに思いますけれども、主に農業体験ツアーの参加を実施したというふうに伺っておりますけれども、この内容について伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） まず、先ほど47名の参加意向を積極的に参加したい、興味があると回答された農業青年に対しまして案内を出しまして、そしてツアーの内容につきましては、農業の体験ということで、まず農業の収穫体験、当初畑でのバレイショの収穫体験を予定しておりましたが、当日が天候が雨のため、花卉の花の収穫体験に変更いたしました。そしてさらには工芸館の「くるるん」でのストラップづくり、さらには羊と雲の丘のめん羊館を中心とした散策、そして青年が持ち寄った野菜での夜のバーベキューでの交流会という形で、ツアーの実施内容につきましては、こういう内容で実施をしたところであります。

それで、ツアーの参加の男性の部分でありますけれども、47名の意向の案内をしたところ、地区ごとで均等になるように12名の参加体制といたしました。そして、ツアーの参加の青年に対しましては、事前にミーティングを行いまして、そしてその際には農業改良普及センター支所長による参加の心得の講演をしていただき、さらにはツアーの実施内容に打ち合わせを行う形でツアー実施をしたところであります。

また、都市部の女性の募集ということでは、旭川のフリーペーパー、旭川と旭川市近郊に配布されておりますフリーペーパーでの募集、それからJRの土別駅なり旭川駅へのポスターの

掲示、そして土別市のホームページなどに掲載することにより周知をいたしました結果、女性につきましては旭川近郊の女性9名の参加となったところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 12名に対して9名の参加ということですね。それも旭川近郊ということですね。それは今フリーペーパーとJRの案内ということでしたけれども、これはインターネットとかそういうことはしなかったのかどうなのか。これはいろいろなところのお話を聞きますと、道外からの参加者も結構いろいろな地方でやっている方に聞きますと参加者が多いというふうに聞いておりますけれども、この辺についてはどういうふうな、ただフリーペーパーとJRの案内だけだったのかどうなのか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

副委員長（十河剛志君） 金農業振興課長。

農業振興課長（金 章君） ただいまの質問でございますけれども、当然市のホームページあるいは道の担い手センターのホームページ等にも開設していただきながら御案内を差し上げたところなんです、22年度につきましては日帰りツアーということで、旭川を力点に置きながら募集をしたところであります。したがって、23年度につきましては、もう少し範囲を広げて、そして日帰りツアーと、あわせて1泊2日のツアー、この部分につきましては札幌近郊からも出席をいただき、東京方面からも問い合わせがあったりした状況でありますので、今後そういった部分も十分に活用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 非常にこれは大事な事業であると私は考えておまして、できるだけ多くの方々に来ていただいて、農業体験をしていただくなり、農業だけでなく土別地方のいろいろなものを、特産のものをみんなに見ていただいて、できるだけこちらに来ていただくということを考えていかなければならないのではないかとこのように思っているわけですが、過去の結婚相談員制度からいろいろな名前を変えて、この配偶者対策についてはいろいろと施策をとってきているわけですが、やはりもう少し積極的に民間ノウハウというものを導入して、いろいろな内容を充実してやっていかなければ、なかなかこれはうまくいかないのではないかなという思いもありますし、民間導入でやはり報酬制度などを導入して対策を行っていかねばならないと思っておりますけれども、今までのグリーンパートナー以前の実績、あるいは今後の対応について伺います。

副委員長（十河剛志君） 金課長。

農業振興課長（金 章君） それでは、まず結婚相談員制度とこれまでの配偶者対策にかかわってについてであります、昭和60年ごろから農業委員会が事務局を担いまして、結婚相談員を中心として活動がなされておりましたが、個別的な結婚相談に対する抵抗感や個人のプライバシーの関係もございまして、相談員の努力がなかなか報われない、そういった状況でありました。

その後、平成8年に士別市花嫁対策推進協議会を設立いたしまして、それと同時に事務局を経済部に移しまして花嫁対策の推進を行っておりました。協議会では、地域の農業や商工業の発展を図るため、本市と周辺の和寒町や剣淵町、あるいは旧朝日町も一緒になりまして、1市3町で連携をするとともに、農協や普及センター、それから商工会議所と一体となりまして、交流活動や広報活動などについて総合的に推進してきたところでございます。

その後、士別市担い手支援協議会が中心となりまして、若者を中心とした意欲あふれた後継者を確保し、育成するというのを重要な課題といたしまして、農業者や商業者などを含めました配偶者の確保につなげるためのイベントや交流会などを実施してきたところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、個々の結婚に対する価値観の違いや家族の考え方、あるいは比較的年齢が高い後継者がいることなどから、なかなかこういった事業に参加が集まらないといった状況でございました。また、本人のプライバシーにかかわることから、すぐに成果が求められることが難しいといった状況などから、こういった交流事業につきましては平成17年度をもって終了することとなりました。

そこで、これまでの具体的な実績であります。結婚相談員制度につきましては、平成16年度で本市においては終了したところでありますが、それまでの平成11年度からの成婚に至ったケースについて申し上げますと、平成11年、それから12年、14年、15年と各1件の4件でございました。先ほどグリーンパートナー事業について申し上げましたけれども、このような結婚相談員制度や地域での交流活動について配偶者対策を行っておりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、なかなか成果が上がらない状況でございました。このため、平成22年度からグリーンパートナー事業によりまして、農業や農村に関心のある都市近郊の独身女性を対象といたしまして、本市の独身農業青年との交流をきっかけに、交流から交際へ、そして婚姻へと結びつけられるような取り組みとされているところでございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 以上、この項を終わらせていただきまして、農業農村交流受け入れ事業についてお伺いいたします。

交流受け入れモデル事業の内容実施について、どのような方法でこの事業が進められたのか。また、実施内容についてお伺いをいたします。

副委員長（十河剛志君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） 交流受け入れモデル事業の実施につきましては、体験型観光ということで、こちらのコーディネートをいただいている民間の会社を介しまして、市が参加学校からの紹介を受けて、これに基づき受け入れ希望農家を取りまとめという形で実施いたしました。

また、地元の受け入れ農家の部分につきましては、地元で研修会、さらにはこういったグリーンツーリズムの推進における農家の受け入れということで研修会を行いまして、参加農家と

の意見交換、さらにはアンケートでの受け入れ希望、または興味があるというお答えをいただきました18戸の登録農家ということで案内し、実施をいたしたところであります。

また、体験のメニューということでは、それぞれ農家個々の作付している作物が違いもありますことから、各受け入れ農家が受け入れ時期における内容で対応をいただいております。また、それで22年度の受け入れ実施の内容につきましては、受け入れ態勢といたしまして、この事業につきましては、土別市はもとより広域ということで、近隣のまず今年の6月には札幌の向陵中学校の学校単位で169名の生徒を和寒町及び剣淵町で、また昨年9月28日には神戸野田高校の生徒さん283名を2町に名寄市を加えた2市2町の広域の受け入れ態勢といたしました。

それで、土別におきましては、6月17日札幌向陵中学校の1クラス33名を受け入れをいたしまして、この受け入れにつきましては、受け入れ農家11戸で実施をいたしたところであります。そして、この6月という時期もありまして、この時期には各受け入れ農家におきましては、カボチャの苗の定植、花卉の手入れ、除草作業等の農業体験が行われたところであります。また、9月28日には神戸の野田高校42名の生徒受け入れをいたしまして、受け入れ農家は6戸でございました。それぞれの受け入れ農家ではキャベツや木イチゴ、トマトなどの収穫、タマネギの選別作業、精米の袋詰め作業等を体験をいたしたところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 学校を主体にして考えれば、受け入れの時期、あるいは相手方の時期というものは非常に大事なことになってくると思いますし、また、22年度受け入れされた向陵中学、野田高校、その学校との今後の連携、あるいはいろいろな情報交流についてはどういうふうに考えておられるのか。

副委員長（十河剛志君） 武田主幹。

農業振興課主幹（武田泰和君） まず、受け入れ時期の部分につきましては、やはり農業ということで天候に左右されるということもありまして、いろいろその時期、時期の体験での受け入れ農家の苦慮している部分もあります。さらには、学校での年間スケジュールでの修学旅行の時期ということで、これも受け入れ農家とのマッチングということでは工夫を行っていただきながら受け入れを進めているところであります。

それで、学校との連携ということでもありますけれども、受け入れ事業を行った後、受け入れ事業においては、生徒さんとの対面、そして各農家への農業体験に入りまして、そして帰る際はまた皆さん集まりまして、お別れ式と、時間的には受け入れは1日、お昼を挟んだ4、5時間ぐらいの時間でありまして、その中で時間は短いですが、内容の濃い受け入れが行われておりまして、その後、生徒さんたちが地元に戻りまして、土別での農業者さんへの例えば手紙のやりとりということが行われているということで伺っております。

そして、市としての具体的な対応ということでございますが、現在、具体的なことは行ってはいないわけでありまして、本市を訪問した各学校に対し、今後は農業の情報、さらに

は地域情報などを発信する中で、交流が継続されるような取り組み等を検討していきたいと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） こういう事業というのは、種をまくという意味で非常に重要な事業であると思います。グリーンツーリズムを推進していくということは、この本市にとっても観光資源もたくさんありますから、これから緑豊かな地域の特性を生かして、交流人口あるいは定住人口の促進を広げるために今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。これはここで終わります。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。谷口隆徳委員。

委員（谷口隆徳君） 老人福祉についてお伺いをいたします。

まず、敬老バス乗車証のことにしてお尋ねをいたします。この乗車証の交付は、高齢者の外出の機会を増やし、元気で活動できる手段として有効かつ意義のある施策であり、今後とも継続して実施していくべきだと考えておりますが、利用実績について、循環バスの利用及び地域別の利用者数などをお知らせいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 高木介護保険課主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

循環バスと地域別の利用人数についてであります。平成22年度の実績でお答えいたします。土別軌道に委託しております市内循環バスは、延べ利用者数で8万4,549人、地域別の利用として、朝日方面は1万6,351人、上土別方面5,263人、川西方面1,317人、温根別方面4,939人、武徳方面432人、多寄方面は6,832人です。また、道北バスに委託しております多寄方面は1,382人、南土別方面は969人、全体で延べ12万2,034人の利用実績となっております。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 敬老バスにつきましては、12万2,000人以上の有効に利用しているということが実態的にわかるわけでありまして、この決算によりまして113万6,000円の不用額が出ておりますけれども、これについての内訳、理由を教えてくださいと思います。

副委員長（十河剛志君） 高木主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

113万6,000円の不用額が出た理由でございますが、平成22年度の予算につきましては、19、20、21年度の利用実績などを踏まえまして、利用延べ人数で約12万2,000人、予算額で3,202万6,000円を見込みまして算出したところでありまして、この利用実績といたしまして、予算と比べて総利用人数はほぼ横ばいの12万2,034人でありましたが、バスの利用内容といたしまして、低料金の市内循環バスの利用者数が予算より増加いたしまして、一方、料金の高い朝日、上士別、武徳、川西などの利用が予算を下回ったため、差し引き総体では113万6,000円の不用額が発生したところでありまして。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 確かに今御説明のとおりでございますけれども、この敬老バスにつきましては、いろいろ地方のほうの利用者の意見を聞きますと、もう少し対象年齢を下げるなどして利用機会を増やしてもらえんかと、買い物やいろいろな出るときの非常に便利な利用の拡大を図ってはどうかという意見も出ておりますが、利用者の年齢を下げるなどして利用拡大を図ることについてはどうお考えか、お知らせいただきたいと思っております。

副委員長（十河剛志君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） この無料の敬老バスの年齢の引き下げのことなんですけれども、この事業につきましては、平成3年から75歳以上の方を無料として実施をいたしてございまして、そして15年度から18年度の4年間については、1歳引き下げて74歳の方についても実証実験というようなことで無料バスの実験をやりまして、そして15年度から現在も74歳以上の方の無料バスといったことで今に至っているわけでありまして。

それで、ここからさらに対象年齢を引き下げるということなんですけれども、高齢者の方々、免許を持っておられる方、年齢とともにやっぱり免許を手放さなくてはならないといった方がおられますし、それから70歳以上の女性の方については、非常に免許を持っているという方が少ない。ひとり暮らしの高齢者の女性の方などにつきましては、やっぱり移動の手段というのはほとんどがバス利用といったようなことになっております。そんなことから、今委員お話のように、高齢者の方、バスを利用して買い物、通院、あるいは友達のところに行くといったことで非常に利用されておって、こうしたことは健康とか、あるいは生きがいとか、そういったことにつながるわけでありまして。

ただ、高齢者の方々が今後も増えていくといったことが見込まれますので、この事業費がかさんでおります。それで、今後この無料ということについても、ずっと無料でいいんだろうかといったような声もありますし、それから小・中学生への交通費の支援といったことも必要ではないかと思っております、そういう声もあります。

それで、今後このお話の年齢の引き下げ、それから高齢者のバス代の一部御負担をいただくといったことなど、こういった敬老バスのあり方、それからただいま申し上げました交通弱者

としての児童への支援なんか、もろもろ総合的に交通弱者への支援ということを総合的に考えて、一番いい方法はこういった方法が支援についていいのかといったことを今後検討いたしてまいりたいと思っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 無料、無料ということばかり言うことも、予算の執行上大変無理なことであるかもしれませんが、割引等いろいろなことを考えまして、高齢者が外出機会を増やすような施策をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、高齢者地域支え合い事業のことについてお伺いをいたします。

この支え合い事業の高齢者の調査内容についてお知らせをいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 石川地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） お答えいたします。

ひとり暮らし高齢者実態調査の内容についての御質問でありましたが、健康状態を初め通院状況、外出先、近所づき合い、緊急連絡先、日常生活での困りごとなど高齢者に対する支援活動に必要な30項目について聞き取りを行いました。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） その中で、ニーズにこたえるための調査と、こういうふうにありますけれども、高齢者がどのような要望、あるいは願い、また要求などがあったのか、主なものをお知らせいただければありがたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 石川所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） お答えいたします。

調査の結果についてであります。困りごとがあつてすぐに相談をしたいとおっしゃった方が68名いました。相談内容としましては、緊急通報システムの希望、生活が苦しい、年金のこと、介護保険の申請についてなどがありました。調査全体を通して一番困りごととして多く、要望も多かったのは除雪についてであります。次いで文書の確認ができない、買い物に1人で行けない、話し相手がいなくて孤立している、入浴や料理、ごみ出しなどが困難などの調査結果となっており、今回の調査に御協力いただきましたひとり暮らし高齢者992人のうち346の方がこうしたことに困っているという調査結果となっております。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、調査内容についてお知らせいただきましたけれども、これらの高齢者の要望、要求と、支えていくべきこと、あるいはまた支援していくべきことが今後どのようにこの事業なり市の老人福祉についての事業に反映されていくのか、この辺をお伺いいたします。

副委員長（十河剛志君） 高木主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

調査の結果を踏まえ、今後どのように事業に反映していくかとのことについてであります。早急に支援が必要と相談のあった方につきましては、各課の職員が速やかに訪問などを行って、実際に介護認定や生活保護の決定、さらにはヘルパー派遣、配食など現行制度によるサービス提供を行ったところであります。また、全体で最も困りごととして多かった除雪について、現行の除雪サービスでは収入要件がありまして該当にならない方々がございますので、これまでの収入が生活保護基準額1.2倍以下の世帯だけを無料でサービス対象としていたことに加え、23年度からは1.2倍を超え2倍以下の世帯につきましても、一部自己負担をいただくことでサービスの提供ができるよう事業の拡大を実施いたしましたところであります。

さらに、特に高齢のひとり暮らしの方などは、何かあったときにそばにだれかがいるとは限りませんので、このことも踏まえ、特定の疾病があって緊急時に機敏な行動が困難な方だけを対象としていた緊急通報サービスについて、これも85歳以上の高齢者世帯に限ってはそうした条件を撤廃して対象となるよう事業拡大を図ったところであります。そのほかに救急キット、命のボタンについて、65歳以上の高齢者世帯を中心に交付し、急病など万が一のときに迅速かつ円滑な救護ができるよう、新たな事業として取り組んでいるところであります。

これらにつきましても、調査結果に基づき、事業に反映いたしましたところでありますが、こうしたことのほかに、ひとり暮らしの高齢者については近所づき合いがないとか、身寄りもないといったことなどから孤立しているといった方もおられましたし、こうした状況は今後増えていくことが心配されますので、自治会、民生委員、ボランティアなどの地域において、声かけ、安否確認などの見守りに加え、交流会等の実施について今後進めていくことが極めて重要となっております。このことから、現在、自治会連合会、民生委員協議会、社会福祉協議会、生活介護支援サポーター及び市によります高齢者地域支え合い検討会議において、その支援の仕組みづくりについて目下検討いたしているところであります。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、いろいろと調査に対する施策について教えていただきましたけれども、特にひとり暮らしの老人等につきましては、緊急通報とか、あるいは命のボタン等、きめ細かな施策を継続して実施していただきますようお願い申し上げて、次、生活介護支援サポーターの養成ということでもありますけれども、このサポーター養成につきましては、29人がサポーターに認定されたというふうに向っておりますけれども、養成のカリキュラム及び内容、時間数、それから男女別、あるいは構成年齢などをお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（十河剛志君） 石川所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） お答えいたします。

生活介護支援サポーター養成講座のカリキュラムの内容及び時間数についてなどの御質問でありましたが、内容につきましては、大学の教授、弁護士など各分野の専門の方から、これが

らの地域包括ケアの概念や高齢者や障害者の特性及び認知症について、また消費者被害防止、救急時の対応など講義を受けたり、実習、施設見学を行って全9日間、計20時間となっております。

参加者の男女別では、男性13名、女性16名、計29名となっております。年齢構成は、50代が12名、60代が11名、70から74歳が2名、75歳以上4名であります。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） この生活介護支援サポーター、今聞きますと70以上の人が6人おられるわけですけれども、これは年齢制限とか、そんなのはなかったんでしょうかということが一つと、サポーターを養成して今後どのような地域あるいは事業の活動をしていくのか。また、現在どのような活動をしているのか。また、現行の介護士あるいはヘルパーさんとの関係とか、民生委員さんとの関係などの中で、同じような仕事にならないのかどうなのか、屋上屋を重ねていないのかということをお尋ね申し上げます。

副委員長（十河剛志君） 石川所長。

地域包括支援センター所長（石川美由紀君） お答えいたします。

最初に、年齢制限についてであります。元気な高齢者が高齢者を支えていくという地域みんなまで支えていくということを理念にサポーター養成を行いましたので、特に年齢制限等は設けておりませんでした。

次に、生活介護支援サポーターが今後地域でどのように活動していくかということについてであります。現在は自分のできる範囲で地域の中での高齢者の見守り活動を行っているところです。また、本年5月には養成講座修了者から希望がありまして、自主会が立ち上がりました。今後はただいま申し上げました高齢者地域支え合い検討会議の中で、具体的に活動内容等を検討していくことになるとは思いますが、現時点で考えられますことは、日常生活の延長での見守りや目配り、可能な範囲での地域の高齢者との交流、いつもと様子が違うと感じたときに、自治会、民生委員、社会福祉協議会、市などに相談するなど、地域の中で一体となって高齢者支援に当たっていただきたいものと考えております。

現行の介護士やヘルパーとの関係などと問題が生じないのかとのことにつきましては、介護士やヘルパーは介護事業所、施設などで業務として働いていらっしゃる職員の方であり、一方、生活介護支援サポーターは一定時間の講習を修了した高齢者を見守るなどのボランティアであり、このボランティアがヘルパーなどの業務として従事している高齢者へのサービス提供を行うということではありませんので、両者の関係について問題はないものと考えております。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

副委員長（十河剛志君） 出合孝司委員。

委員（出合孝司君） 私からは、低炭素むらづくり事業について何点が質問したいと思います。

この問題は、昨日、斉藤委員のほうから質問がございましたので、重複しない範囲で質問していきたいと思います。

まず1点目は、委託契約の関係についてお伺いしたいと思いますが、昨日も斉藤委員のほうから、22年度に行った委託の内容、金額については質問があったと思いますが、この決算資料を見てみますと、決算に係る不用額ということで、この低炭素むらづくり事業の不用額が約1,300万9,000円出たということになっております。その不用額の中身ですが、委託等の入札の執行残ということでございます。当然きのう言われた4本の事業の入札の執行残が1,300万ぐらい出たのかなというふうに思っていますが、その4本の入札のそれぞれの設計金額、それと入札額、率についてお知らせを願いたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 村上畜産林務課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 低炭素むらづくり事業を進めるに当たっての委託契約4本のそれぞれの予定価格等についてお答えいたします。

まず、基本計画ですが、予定価格964万8,450円、落札価格472万5,000円、落札率48.97%、この差は492万3,450円となっております。

次に、むらづくり計画ですが、予定価格801万450円、落札価格388万5,000円、落札率48.50%、この差は412万5,450円となっております。

次に、地形測量業務ですが、予定価格201万6,000円、落札価格194万2,500円、落札率96.35%、この差は7万3,500円となっております。

次に、地質調査ですが、予定価格148万500円、落札価格136万5,000円、落札率92.20%、この差は11万5,500円となっております。

その後、地形測量、地質調査の変更設計により89万2,500円を支出しておりまして、そのほかに堆肥成分分析を13万6,500円を実施しております。

その結果、22年度事業費予算の大部分を占めております委託料は、予算額で2,595万6,000円に対し、支出1,294万6,500円となり、1,300万9,500円が未執行となったところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 今お聞きしますと、委託料4本中2本が異常に低い値、48%台の委託料というふうになっています。それだけでなく土別の場合、議会のたびに入札率が高いんじゃないかと何回も指摘されたぐらい、うちはそんなに低い入札が今まで行われてきていないというふうに私思っていますが、今回この事業に限っては4本のうち2本が50%を切るといった非常に低価格の入札率になっています。そのことに対して市はどう判断をしたのかお聞きしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 法邑財政課長。

財政課長（法邑和浩君） 確かに今回の入札に関しましては、40%台ということで、2本につい

ては極端に低いような落札率となっている状況にあります。そこで、建設工事なんかの場合におきましては、現在、低入札価格調査制度の事務取扱規定というものがあまして、これに基づいて調査基準価格を設定しまして、もしそれを下回った場合については、一たんその入札については保留しまして、その積算の内訳でありますとか調査しまして、その後それができるといふことの判断であれば、その業者を落札で決定しますし、あるいはそうでなければ再入札などを行っていくところになるわけなんですけれども、この規定では建設工事ということを対象にしてまして、今回の業務委託の部分については行っていないところなんです。

業務委託については、原材料の積算とか、施工がどうかということよりも、むしろ知識だとか技術力によるところが多いところでもありますので、一律になかなか比較できないといった面もあるところでもあります。そうしたことから、建設工事のような低入札価格の調査対象とするような位置づけには今のところしていないところです。

それで、今回のケースでありますけれども、極端に低かったということなんですけれども、これはその業者を指名する段階で、今回の業務でいきますと堆肥化施設にかかります、対象とする設計なり施工なり、そういった実績がある業者、あるいは温室効果ガスの排出量の削減計画の委託業務に実績があるといったようなことで指名しておりますので、当然落札率は低かったんですけれども、市の仕様書に基づいた成果は得られるというふうに判断して落札というふうにしたところでもあります。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） その業者の選定も、落札率についても問題ないという解釈だというふうに思ってます。

ちょっと話は変わりますが、今回の本市の低炭素むらづくり事業ということで、生ごみ、汚泥、それと野菜残渣ですか、そういったものを使って堆肥化をしているという事例が全国にあるのかどうか。恐らくこの低炭素むらづくり事業、要するに全国の6カ所でしたか、そういった意味ではやっているというふうには思ってますが、そういった全国での事例を把握していればお教え願いたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） お答えいたします。

今回導入を予定しております発酵システムにより堆肥化を行っている施設は、全国で45事業所ございます。そのうち畜ふんをまぜないで生ごみ、汚泥のみで堆肥化を行っているのは青森県八戸市、ここは生ごみでございます。それから、青森県黒石市、ここも生ごみでございます。それから、青森県東北町、ここは汚泥を用いております。それから、長野県木島平村、ここも汚泥を用いております、3企業1自治体において生ごみ、汚泥堆肥を製造しております。製造した堆肥につきましては、一般に販売しております、特に使用者からは問題となることについてはないと言われているということでお話を聞いております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） それぞれ前例があるということをごさいますて、それで本市のほうに戻りたいと思いますが、今回、その基本計画というのを委託に出したということで、その基本計画の成果品、上がってきたもの、当然市のほうから仕様書なり特記仕様という形で、どういうものをつくるんだよという形で提示をして、それに基づいて成果品が上がってきたのかなというふうに思ってますが、当然納品されたということは、その成果品が一定程度ちゃんと仕様に基づいていたというふうに考えるんですが、そのでき上がった成果品の検収といいますが、中身の検査というものはどのようにされたのか。例えば、その中身ででき上がった堆肥が、要するに生ごみを入れてでき上がった堆肥がどのような成分のものなんだよとか、それとでき上がった製品の販路とか、当然施設の維持管理という部分も、そういった成果品に含まれているのかなと考えますけれども、その辺の検収の仕方というか、要するに仕様書と成果品がちゃんとなっていたかどうか、その中身の問題も若干簡潔に、その仕様書の中身含めてどういったものか、ちょっと教えていただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） お答えいたします。

基本計画の関係ですが、基本計画は土別地域で発生するバイオマス資源の一元的な管理による堆肥化を図るとともに、資源エネルギーの活用などによるCO₂削減やリサイクルシステムの構築を推進するため、バイオマス資源堆肥化施設及び太陽光発電システムの整備に向けた計画を進めるものでございます。

計画の中身といたしまして、特記事項なんですけど、現地踏査、それから関係法令、規則等の整理、技術提案仕様書の作成及び技術提案資料の取りまとめ等、17項目を定めておまして、こちらの17項目につきまして、あわせまして生活影響環境調査等の業務も行ったところであります。成果品につきましては、各項目ごとに検討した結果、指示どおりに要求を満たしているものととらえております。

そこで、お話のありましたでき上がった堆肥の検証等の部分なんですけど、仕様書の中には堆肥等の部分は含まれておりませんが、計画の中で今回の技術提案書の中に、本施設で製造される製品の想定成分、それから他の事業所で製造している堆肥成分などが記載されておりますので、参考としたところでございます。

同じく販路の考えなんですけど、こちらのほうにも計画等には織り込んでおりませんが、堆肥につきましては、平成17年と22年に実証実験によりましてとりました成分分析のもと、新たに製造する堆肥につきましても、同様の成分で製造できるものとみなしておまして、JA北ひびきのめぐみ野堆肥とあわせての販売を検討しているところであります。

施設管理につきましても、販路の考えからJA北ひびきが最適と考えておりますが、細かな人件費等、それから光熱費、そういうものの協議もありますので、今後JA北ひびきを念頭に詳細にわたる協議を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） ちょっとこれまでの質問の中身で確認なんですけど、とっはじめ、委託業者には間違いなかったと。低落札であっても、業者に間違いはないと。そして、基本計画の成果品についても何ら問題がないと、ちゃんとしたものができてきたという確認でよろしいんですか。

副委員長（十河剛志君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 成果品についてはそのようにとらえております。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） いわゆる市としてはちゃんと手順を踏んでこの事業を行ってきたという言い方だと思うんですけども、それで実際今年、23年度、この事業実施年ですね。建物を建てるよというこの年になって、この半年間それぞれ市のほうからこの施設の中身について説明がありました。それが議会のたびというか、集まるたびにその内容が変更になってきたと。

1点目が、これは昨日の斉藤委員のほうからもありましたけれども、当初計画ではもみ殻600トン水分調整材として使用するよという説明がありました。それが何カ月後かにはもみ殻600トンは手にできないと、集まらないと。どう考えても300トンだと。あとの300トンをどうするかというと、木くずですか、木を細かく切ったものを300トンにして都合600トンにしたという、もう剪定枝というか、木のあれですね、それを使って合計600トンにしたいというお話でありました。

そして、その後間もなく、今度は施設の建設場所の変更の提示がありました。今の場所は地質も悪いし、くぼ地なので、土盛りにえらい金がかかるので、設計場所を変更したいと、全く違う場所に移したいと。それに伴って民地の買収も出てくるという説明がありました。

その後、これは夏だと思いますが、冬場の凍結した水の部分を含めて水処理の必要性が出てきたということで、この水処理設置をするとなると環境アセスメントが必要になるので、6カ月間についてはアセスの期間がありますから、6カ月間はそれをできないという説明がありました。結局、要するに今年度中の仕事にはならんよということでありますね。6カ月はおかんといかんですから、要するに冬場のことを考えると、今年中にもうならんという説明がありました。

そういった全部変更した結果、当初6億円だった事業費が8億円、要するに2億円増えたということなんであります。当然、国が許可した事業費6億円から8億円になるわけでありますから、国の許可が再度必要になってきます。それが来年の2月ぐらいにはめどが立つんでないかというような、要するに言うたびに物が変わってきているんですよ。はっきり言って疑心暗鬼というか、今まで何やってきたのということなんです。

先ほど委託の問題とか基本計画の問題をただしましたけれども、それぞれ何でもなし、何でもなしと。この事業は恐らく17年ぐらいから内々ですずっと進めてきて、実際は21、22年だと思

うんですけれども、期間があったにもかかわらず、例えばもみ殻の問題、600トンそろえないのと、こんなもの農協と確認すれば、こんなぎりぎりになって変えるようなことでなくて、当初からわかっていたはずなんです。

そういうことがやるたびに変わってくるということは、22年度にかけた委託、基本計画もそうですし、地質調査もやっています。そういうものをやっっているながら、なぜそんな今年になって、実際建てる時期になってこんなに変わったのか。非常に僕は言ったら悪いですけども、担当者は何やっていたのと、怠けていたんでないかと思うぐらい、普通は僕も長年役所にいましたけれども、こんな事業なんて、ころころ変わる事業なんて僕は見たことないんです。

ということで、どういうあれが知りませんけれども、なぜ変わったのかと。例えば東日本大震災みたいに天変地異があって変わらざるを得なかったのならわかりますけれども、何も無い、要するに今までちゃんと調査も協議もしてきたにもかかわらず、何でこんなに変わらざるを得なかったのか、ここについて回答を求めたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） もみ殻の600トンから300トンに変更になった経過についてでございます。もみ殻につきましては、計画の当初、平成20年度に市内で焼却されているもみ殻が約600トンということでしたので、こちらを水分調整材として用いることを計画いたしました。本年3月にライスセンターを利用せずに、個別に乾燥調整している農家121戸のアンケート調査をいたしましたところ、約300トンということで、2分の1程度が利用可能ということで回答を得たところであります。

それから、場所の変更ということなんです。造成工事につきましては、当初基盤の切り盛りで、敷地内での土砂の流用を計画しておりましたが、盛り土による建物を建設した場合につきましては、地盤沈下によるリスクが大きいということで、すべてを切り土にし、敷地を確保することといたしまして、当初予定しておりました沢地の部分から若干山側に寄った土地に移動したものであります。

それから、事業費の増大に至った経過でございますが、当初実施設計の関係なんです。こちらにつきましては、受託者が実施設計する性能保証発注方式を当初予定しておりましたが、工事ごとの分離発注方式に変更いたしましたことから、実施設計費が必要となりまして、2,225万1,000円が増となったものでございます。

それから、建築工事費につきましては、他事業の堆肥舎基準を参考にして設計をしておりましたが、全体といたしまして施設の単価がアップいたしましたことを含めまして、木質処理施設、水分調整材保管庫等の面積の増によるものがありまして9,085万9,000円ほど増となったものでございます。

次に、電気設備でございますが、発酵槽、木質処理施設の消費電力が増加となりまして、新たな受電設備が必要となりました。

それから、木質処理といたしまして、先ほどのもみ殻の不足分を補うということで、水分調

整材確保のため、当初は剪定枝の破碎機を予定しておりましたが、剪定枝と木質チップによるおがくず製造設備が必要ということで、1,145万円増加となっております。

それから、造成工事につきましては、先ほどの切り盛りの関係から2,800万の増、合わせまして約2億円が増加となったところでございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） 私のほうから、出合委員の御指摘のあった部分について、改めて答弁したいと思いますけれども、こうした変更点については、さきの9月の神田議員の一般質問の中でもるる指摘されたものについて、同じような答弁をしてきたところでございます。

地域との協議に時間を要したなり、いろんな生ごみにしても、汚泥にしても、野菜残渣にしても、最終処分という法的な規制等々あったにしろ、計画全般にわたって工程管理を含めて反省すべき点はあったと認識しているところでございます。

以上であります。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 私の言いたいのは、いわゆる2年も3年も前から取り組んでいながら、何でこの実施時期になってこんなに変わらざるを得ないか。はっきり言ってこれはもう担当者の、要するにそれまで何年もあったにもかかわらずちゃんとやってきたのかどうかと。今後また同じような取り組みをされたら、来年度以降、要するに事業をそのまま今の予定では24年に持つていって事業をやると言っていますが、果たしてできるのかという非常に不安があるんですよ。やっぱり本当に担当者を含めて気を引き締めてこの問題を扱っていただかないと、予算が脆弱な土別市でこんなところ変わるような、事業費も変われば何も変わるといった取り組みは、私はしてはならないと思うんですね。

いかに少ない予算で最大の効率を上げていくかということを考えたときに、こういった一連の取り組みというのは、なぜ事業が変わったかと聞いても、それはそのとおりなんだと思うけれども、そんなもの言ってみれば前年度だって、その前だってわかっていたことではないのかなと。実際、この年にならんとわからんのかなという、このことが私は問題だというふうに思っていますので、私この事業そのものは決して悪いものだと思ってません。リサイクル含めて、今まで捨てたものを再利用して活用していくという部分については、決して悪い事業ではないと思っていますが、その取り組みの自体がもっとしっかりしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今後の関係について何点が聞きたいと思います。

当然、施設ができて、生ごみなり、汚泥なり、野菜残渣、そういったもので堆肥をつくっていくわけなんですけど、先ほどの答弁の中で、一定程度の基準的な堆肥のこういうものができるというのはあったと言いますが、野菜残渣なんかはそうはないと思うんですけど、生ごみなんです。一般家庭から出る生ごみ、これは何が入っているかわからないんですよ。何千種類という

いろいろな種類のもが入ってくる。洗剤系統も入るだろうし、油系統も入る。いろいろなもの、要するに予想つかないものが入っていくという状況の中で、ずっと検証どおりそういった普通の堆肥ができるのかどうかという非常に心配があるんですよ。そして、できた結果として、その製品とならないものにもしなつたとした場合、この施設はどうしていくのか、それについてお伺いしたい。

副委員長（十河剛志君） 村上課長。

畜産林務課長（村上正俊君） 生産した堆肥につきましては、それぞれ成分検査をしながら、当初販売することを計画しておりますが、初めて生ごみで堆肥をつくるということになりますので、初めにつきましては低額もしくは無償なりで使っていただくようなことも検討していかなければならないのかなと考えております。

それから、もし全く売れないようなものであれば、施設の関係になりますが、堆肥化施設と申しますが、実際その原料となりますものがバイオマス資源であります生ごみ、下水汚泥、野菜残渣、剪定枝、農業残渣等のものでございますので、それらの処理をしているという面から考えますと、もし廃止という検討になれば、他の廃棄物処理施設との関係からも十分検討することが必要になるものと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 出ないわけを見てもどうもならんで、そのときの判断だというふうに思っていますが、それと2億円の事業費の増の部分について1点だけお伺いしたいと思います。

来年2月に財務省ですか、農林省か知りませんが、そこから状況、それをつくかつかんかということらしいんですけども、今の国の財政状況を見て、景気のいいときだったらいいんですが、東日本大震災を含めて増税もしようかなというこの時期に、果たして事業費ベースで2億円、恐らく2分の1補助ですと国的には1億円になるかなと思いますが、そう簡単に事業認可が出るのかなというふうな気がしています。

それで、今の取り組み状況を含めて、もしかこれが認可されない、だめですよと、要するに23年度中にやらんとだめですよと、2億円の事業費大方はだめですよともしか国の判断が出た場合、この事業そのものを単独で上積みしてでもやるのかやらないのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

今、当初予算6億1,700万から8億2,000万に増加した折の不足する2億円についてどう手だてするのかといった質問でございます。この2億円の部分につきましては、設計業者が概算で出しました実施設計の額が出た段階で、私ども農水省のほうに出向きまして指示を仰いでまいりました。それで、今年中に、今委員がおっしゃるような23年度中にすべて契約等を行うことについては、現実的にこれから冬を迎える中では難しい。それで何とか不足する部分について、

まずは24年度で事業費として、国費を含めて予算づけをしていただけないかということをお願いをしてまいりました。その段階で農水省の担当は、今概算要求の前でしたけれども、その段階では全国ベースで補助の額では9,000万、事業費ベースでいきますと1億8,000万、これについては8月段階では可能であろうと。

それと、もう1点が23年度中に事業がこのまま当然8月段階では契約等も一切終わってませんので、23年度中については無理である。これを何とか23年度事業を24年度事業に繰り越し承認をしていただけないかということで申し入れをいたしました。それで、その申請につきましては、来年の2月に正式申請に持ってこいということであります。

それで、これは国会承認を伴う事項でございますので、その段階で財務省が繰り越し承認というふうにしていただければ、23年度の事業費を24年度に持って行って、6億円にプラス仮にそのまま9,000万の補助がつけば2分の1の事業でありますので、1億8,000万ということで何とか手だてはできるかと思っておりますけれども、今委員お話しのように、財務省が仮にできないという判断をした場合については、これにつきましては、すべてが単独事業となるわけでございます。そうした意味からしても、単独実施は難しいものと考えているところでございます。

以上であります。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 再確認するが、もしかこれが認められなかったら、この事業は行わないということでもいいんですね。

副委員長（十河剛志君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） 単独事業での実施は難しいものと判断しております。

以上であります。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 私はこれで最後の質問にさせていただきたいんですが、ここにいる委員さんも、それぞれ今回のこの事業のころころ変わる部分については、かなり疑心暗鬼になっておかしいと思っている方が多いというふうに思っています。先ほど言いましたように、やはりこういう小さな市町村、予算が厳しい市町村というのは、いかに最少限度の予算で最高の効率を上げるか。そのためにはやはりふだんから汗を出して協議をしながら、しっかりした業務をしないといかんではないかなというふうに思っています。

8億の事業でありまして、今後予定される、例えば環境センターですか、当然今回の施設と環境センターというのは微妙に生ごみの問題を含めて入り組んであって、事業費もかなりの高額のものになるというふうに思ってます。そういった事業関係を含めて、今回のような取り組みが二度とあってはならないというふうに私は考えますので、今後のそういったこういった事業、大きな金が動くような事業については、今回の部分を反面教師としながら、十分な協議と調査、これが必要だというふうに思ってますが、理事者の考えをお伺いをして、最後の質問と

したいと思います。

副委員長（十河剛志君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） この低炭素むらづくり事業にかかわっての堆肥化施設につきましては、ただいま出合委員からお話がありましたとおり、検討についてはもう平成17年当時から始めまして、そのときには庁内、経済部、市民部、そして建設水道部とプロジェクトもつくりまして、どのような方法がいいのかということも検討してまいりましたし、また、地先の方々との検討、そしてもちろん関係機関とも十分に協議をしてきたという考えではありますけれども、結果として実施年の本年度、この時点でこういう状況にあるということで、これまでも議会では定例会、そして今特別委員会におきまして、昨日、きょうとまた御質問をいただいているわけがあります。

結果的には地元との調整に時間を要したため、基本設計を抜かさざるを得なかったと。いきなり実施設計に入ったというのも1つの大きな要因ではないかと考えておりますけれども、まず今回、今出合委員からいろいろ御指摘があった、そのときそのときによっていろいろ事業の変更をせざるを得なかったといったことについて、私どもといたしましても、これまでの進め方について再度すべて事業の進め方の点検をいたしながら、この事業は進めていきたいと思えますし、きのう齊藤委員から御提言がございました。ひとつ議会ともしっかり協議を進めるといふことの御提言をいただきましたけれども、今まちづくり基本条例制定を目指しておりますけれども、この中でも市民、議会、行政はまちづくりにおける情報をしっかり共有することをお大きな柱としておりますけれども、今回の進め方におきましては、その情報の共有という部分で欠落した部分があったのではないかというふうに思いますので、今後二度と事業においてこういったことがないように、総点検をしながら進めてまいるといふことであります。

以上であります。

副委員長（十河剛志君） 出合委員。

委員（出合孝司君） 十分頑張っていたきたいことを申し添えて、私の質問を終わります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 通告に従いまして、総括質問を行います。

まず第1のテーマなのですが、労働問題、雇用問題を取り上げます。

私は、去年もおととしもこの決算委員会でいつも労働状況実態調査報告書を参考にして、市内の労働者の状態、労働問題、はたまた中小零細企業の経営状態についていつも質問しております。今回、この平成22年度の労働状況実態調査報告書を参考にして質問をつくらうと思ったんですが、あいにくまだ発行されていませんでした。例年、春先に発行されていますが、今回に限り半年以上事実上おこなっている理由というか事情について、まずお伺いしておく次第です。

副委員長（十河剛志君） 竹内商工労働観光課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

平成22年度の労働実態調査につきましては、例年どおり9月30日現在で5人以上の従業員を有する市内336事業所の御理解と御協力をいただき調査を実施し、調査票を集約いたしていましたが、事業所からの調査票の回収に時間を要したことに加え、データ及び分析の入力など報告書の作成作業全般にわたり時間がかかり遅くなり、近日中の発行となったところであります。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 近日中にとのことですが、具体的にはいつぐらいまでということでしょうでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） 来週月曜日、10月31日に発行いたそうと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） これを機会に、反省かたがたお願いしたいんですが、次号以降、来年に発行する分についてちょっと助言させていただきたいんですが、労働状況実態調査報告書においては、設問によっては回答のサンプルが少ないと、回答数が少ないと。いろいろ原因はあると思うんです。やっぱり市内に事業所が少なくなっているという事情もあると思うんですが、設問をちょっと精選して、企業側にもある意味答えやすくして、報告書のページ数はむしろ少し薄くても構わないと。スムーズに発行してくだされば薄くても構わないと思う部分もあるんです。

また、この地域ですね、20キロや30キロぐらいの距離は通勤する方も普通におられますから、むしろ名寄市だとか、剣淵、和寒も含めた通勤圏を含めた報告書にしてくれば、回答のサンプル数も多くなるし、統計をとる意味も大きくなるんじゃないかと私は考えるんです。今後はそんな方向で発行するというのを申し上げたいんですが、その辺、編集方針ですね、今後どうしていくのかお聞かせください。

副委員長（十河剛志君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

この調査は、士別市内の企業における労働条件等を把握し、今後の労働行政施策推進のための基礎資料とすることを目的として実施いたしてあります。平成22年度の実態調査では42項目の設問を設けておりまして、この中には御指摘のとおり回答率の低い設問も数項目ございます。事業所の減少に伴い、調査回答件数も減少してきているところでありますが、本市の企業における労働条件等の把握を調査の目的といたしてありますことから、今後とも市内の事業所を対象に調査を続けてまいりたいと考えております。また、回答には手間もかかる項目もありますので、設問の数と内容につきましては、調査の継続性を損なわない範囲で見直しが可能か検討いたします。

なお、近隣自治体の状況については、必要に応じて紹介してまいります。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひとも来年以降の編集に今の提言を役立てていただきたいと思います。

それで、次に、最低賃金の話をしたと思うんです。今扱っているのは昨年度ですから、昨年の10月に最低賃金は691円に上がりました。それまでが678円ということで13円値上げされたんですね。それで、今年度も13円上がっているんですが、近年、最低賃金は生活保護と逆転現象を解消するんだと、そういう意味も込めてある程度の大きな幅で上がっているんですね。

まずお聞きしたいことの1つは、ここ数年の北海道最低賃金についての経過ですね、どれほど上がってきたのかという経過。そして、この最低賃金がある程度幅を持って上がって、例えば最低賃金が上がっているから、市内の中小企業が人件費に圧迫されていわゆる労務倒産をするとか、経営者が最低賃金上昇で非常に苦しんでいると、そういう事態は果たして発生しているのかどうか。こういうことを市で把握している範囲でお答え願いたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

まず、北海道の地域別最低賃金額であります。5年前の平成19年度では654円でありまして、今年度には今月6日に発効されましたが、705円となり、初めて700円台となりました。引き上げ率につきましては、19年度から22年度までは1%台で推移をしておりますが、今年度の引き上げで2.03%となったところでございます。

御承知のことではあります。最低賃金制度は働く人の暮らしを守る制度として法に定められており、使用者は最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないこととなっております。市内で最低賃金の上昇が要因により倒産をしたり、また非常に苦しんでいるという企業があるかといった確認はできておりませんが、経営者の方におきましては、最低賃金制度は人件費の増加につながるといった課題を抱えることとなるという一面があるということは認識をしております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 1カ所訂正申し上げます。今年度の最低賃金値上げ額は私13円と言ったんですが、14円ですね。済みませんでした。

それで、最低賃金についてなんですが、これは経営者もいろいろと苦勞を重ねている反面、受け取る側の労働者ですね、昨年度の最低賃金、時給が691円で8時間働いて、なおかつ月25日とします、就労日がね。それで目いっぱい働いて、これ計算したら月収は13万8,200円。年収でちょっとボーナス的なものもちょこっとつけると大体170万円弱と。170万円の年収でやっぱり到底子育てとか厳しいと思うんですね。月収、年収でやっぱり考えてみたら、最低賃金が十数万円上がったと言っても、正直焼け石に水のごとしと言わざるを得ないと思うんです。こ

の点、市内の労働者の何割ぐらいが最低賃金あるいはそれに近いレベルの賃金で働いているのかと。そういった実態のデータがありましたら御紹介したいと思うんですが。

副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

市内におきます最低賃金レベルで働いている方の割合ということですが、こういったデータはございませんが、平成22年度のパートタイム労働者の平均賃金の実態調査の結果を申し上げますと、産業別で運輸・通信業の事務系の方が693円、規模別では30人から50人未満の事業所の技術系で709円となっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 非常に最低賃金のレベル周辺で働いていると、例えば子供の保育なんかも保育料がなかなか払えないとか、そういう現実があるものですから、やっぱりここら辺何とか改善していきたいと思う次第です。

この議会にも今まで何度も最低賃金1,000円だと、1,000円にしてほしいという意見書が出されるんですけども、意見も分かれますし、不採択となっているんですが、私思うには最低賃金1,000円というのを妨げているのは、実は中小零細企業じゃなくて大企業だと思うんですよね。この士別市にもここ数年、全国展開しているコンビニだとかスーパーだとか、そういった支店、チェーン店が進出してますけれども、やっぱりそこでの雇用というのはほとんど最低賃金レベルだと。だから、私たちはコンビニだとかが来て消費生活が便利になった面もあるんですけども、やっぱり労働の面では最低賃金レベルの雇用しかもたらしていないというふうに思うわけで、その話をして次に行きます。

さて、正社員でないパートとかアルバイト、それからフリーター、派遣、請負といった非正規労働者はバブル真っ盛りの1990年、20年前には全国で800万人ほどだったんです。今いろいろ白書類を見ると、どうも非正規労働者が2,000万人を突破したというふうに言われています。士別市ではパート、アルバイト、季節労働者含めてどのぐらいの市民が非正規労働者であるのか、統計はございますでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

平成22年度の実態調査によりますと、パートタイム労働者は639名、臨時・季節労働者の方は719名、派遣労働者は38名、合計で1,396名となり、合計4,047名の回答の中からの率で言いますと34.5%となっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 実に3人に1人が非正規労働者と。その中にはもちろん配偶者がいわゆる正社員で、どちらかという配偶者が生計を支えているという例もあると思うんですが、やっ

ぱり正社員のほうのボーナスも減ってますので、かなり厳しい状態にあると見ていいと思います。

地元の新聞に載ります求人広告ありますよね。これを見ますと、大体最低賃金とか、あるいはそれに近い700円台の時給で派遣会社がよく求人していますよね。派遣される現場は、この土別の近場の農場で選果とかやったり、あるいはオホーツク海沿岸の水産加工場が現場だよというふうに書いたりしてますよね。

ちょっと疑問が1つあるんですが、労働行政の見地からすると、こういう派遣元業者が土別で募集していると。派遣先が例えばオホーツク海側の枝幸町だという場合に、労務トラブル、労働問題が発生した場合は、どこの市町村が窓口になって、どの労働機関が管轄なのか、ちょっとわかりにくい面があると思うんですよね。なおさらそういう派遣されたり、非正規労働者の方にしたら本当にわからないと思うんです。こういった派遣会社絡みの労働問題については、市としてはどういうふうに対処していくのか。そういう問題が持ち込まれたら、どこの窓口をどう紹介するのかということについて見解を伺いたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

派遣先がどこの市町村にもかかわらず、市民の方から労務トラブルなどによる労働相談があった場合におきましては、市が対応していますし、土別市で働く市外の方ですね、働くほかの町の方が御相談に来られた場合におきましても、市が窓口となり当該市町村、あるいは労働基準監督署などの関係機関と連携を図りながら対応してきております。

なお、労働基準監督署では担当区域がございますが、区域の区分なく御相談を受けた場合は、ケース・バイ・ケースですが、担当する体制づくりをとっていると伺っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 6月定例会のときに雇用促進住宅のことを質問したんですけれども、あれも労働行政で所有している法人と管理している法人が、両方とも厚生労働省管轄なんだけれども、管理と所有が違うとか、やっぱり労働行政って特に何がどこを管轄しているのかわかりにくいと思うんですよね。ですから、市のほうでもしそういうトラブルが持ち込まれた場合にしっかりサポートしていただけるようお願いいたします。

そして、次の問題なんですが、非正規労働者の休日休暇の問題です。

非正規労働者であっても、半年あるいは1年働けば年次有給休暇が付与されたり、あるいは休暇でなくて休日ですね、この条件については労働基準法の規定が守られなければならないと、これは自明のことだと思うんですが、現実には年次有給休暇って大体正社員優勢のところが多いですね。また、コンビニなんかの求人を見ると、ほとんど必ずのように土日、祝日、年末年始も働ける方とよく書き添えてありますね。やはり希望どおり休日休暇が取得できる非正規労働者というのは、私はこれは少ないんじゃないかというふうに推測するんですが、この

あたり士別市としての統計上、何かあらわれていないでしょうか。その点をお聞きします。

副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） お答えいたします。

統計項目に残念ながら休日に勤務した場合の代休取得といったことについての設問はございませんが、お話のとおりコンビニなどは年中無休で営業しておりますし、土日を営業しています事業所も市内にはたくさんございます。業種や営業形態、事業所の経営方針やまたは勤務体系によりましてさまざまなケースがあります。そこで働く人の休日が土曜日や日曜日、もしくは祝祭日になっているか否かというのは、申しわけございませんが、把握はできていない状況となっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひあらゆる人が希望どおりの休日休暇をとれているかどうかということも、次回以降、実態調査していけたらいいなと思いますので、よろしく願います。

では、次なんですが、協会けんぽの話をして。

午前中に伊藤隆雄委員への答弁で、国民健康保険については市民の31%が加入しているという答弁がございました。健康保険といいますと、国民健康保険、それから公務員の方が入る共済、そしてもう一つメジャーなものがあって、全国健康保険協会が保険者となっている協会けんぽがあります。これは全国で3,500万人が加入しておりますので、大体それを当てはめると、市内では3割弱ぐらい協会けんぽに加入しているのじゃないかと推測しますが、この保険料です。ね、国保は上げないでいくんだと午前中話がありましたけれども、なるべく上げないでいくんだというお話がありましたけれども、協会けんぽはもう自動的に9月に毎年保険料率が上がるんです。しかも2年前から都道府県別に何と差をつけるようになって、現在北海道の保険料は、全国最高は2つあるんですけれども、佐賀と北海道でしたっけ、保険料は9.6%ですね。それを労使折半しますので、本人と事業所の負担は4.8%ずつと。

そして、新聞報道によると、来年の値上げでとうとうこれは10%の大台を超えると。つまり働いている人は給料の5%を健康保険、協会けんぽに取られて、8%を厚生年金の掛け金に取られると。だから、先ほど私最近だとうなるよというシミュレーションを計算を出したんですけれども、年収170万の最低賃金で働いている方、年に22万円健康保険と年金に取られるんですね。

これはほかに雇用保険、労働保険ありますから、可処分所得はどんどん少なくなっていく。この最低賃金、年収170万の方でいうと、大体可処分所得は年140万、月当たり11万となります。そうになったら、例えば子供2人、例えばですよ、民間の某保育園に預けたら6万円ぐらい保育料取られると。そんなことになったらもうやっていけないです。

とにかくこれほど毎年毎年健康保険や年金保険料が値上がりして、実質の所得が減るのに、消費しようとか、景気をよくしようと呼びかけても無理ですよ。この可処分所得の目減りに

よって、本市の消費活動にこういった影響が出ているのかと、ちょっと高度なことですが、わかる範囲で分析があればお答え願いたいんですが。

副委員長（十河剛志君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

協会けんぽの保険料率の上昇による可処分所得目減りによる本市の消費活動への具体的な影響状況についてであります。これについては把握できませんけれども、個々においては可処分所得が減少する分、当然生活上での消費や貯蓄といった分は減少することになるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） この点は本当に単に市当局だけじゃなくて、経済界やいろんな全市を挙げて何とか市民の所得を増やして行って、ちゃんと土別市にお金が回るように、土別市内で商工業者も含めてちゃんとお金が回っていくように考えていくべき問題だと思いますので、よろしくこれからみんなで検討していきたいと思います。

最後に1つ、昨年度の末に東日本大震災が起きたわけです。直接昨年度の事業とはならないんですが、被災者、避難者向けに土別に来られた方への緊急雇用事業についてお尋ねします。被災されて本市に避難された方の雇用というのは具体的にどのような仕事についているかお伺いします。

副委員長（十河剛志君） 竹内課長。

商工労働観光課長（竹内雅彦君） お答えいたします。

本年3月に起きました東日本大震災の被災・避難者への緊急雇用事業につきましては、本年4月5日付で国から雇用創出基金事業に震災対応分野を追加する旨の通知があり、市は被災により失業した方の雇用の場を確保するため、第2回臨時会において緊急雇用創出事業費の補正予算をお諮りし、決定をいただいたところでございます。この事業により被災により失業されました栃木県の方お1人を5月23日から来年3月31日までの期間で市環境生活課の清掃作業のほうの臨時職員として雇用いたしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜひ何もかも失って避難されてきた方には、もう雇用と住居つきで土別市で迎え入れるというふうに期待して、この質問を終わります。

では、次のテーマである生活保護費に話を移します。

最近、テレビなんか見ていると、非常に生活保護費が膨らんでいる、生活保護を受ける人が増えているということで、生活保護についての誤解といいますか、一種のバッシングがあるということです。例えば、保護費が入った日に自分の好きなアイドルとかのCDを何枚か買ったと、こういうのはぜいたくなんだと、そういうふうに要はもう生活保護を受けている人間は、

いわば食べて寝るだけ保障すればいいんじゃないかと、そういう動物的な水準で我慢しろと言わんばかりの報道を見かけるんです。

やはり人間生きるに当たって、よく生存権と言いますが、この生存権というのは、動物的な水準じゃなくて、人間的な生活をしなければならない。そこで、憲法があるわけです。日本国憲法をひもとくと、25条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。この解釈ですね、1957年、昭和32年の朝日茂さんという方が提起した朝日訴訟以来の問題を含んでいるんですが、例えば土別市で生活保護を受けている方が、市民文化センターとか、あさひサンライズホールで有料のイベントがあると。そこで文化イベントにお金を払って文化に親しむと。あるいは健康で文化的な生活ですから、健康のために例えば月1回ゴルフ場でゴルフをやる。これは例えば憲法25条にのっとって特段ぜいたくとか、無駄遣いだとか、そういうふうには私は言えないというふうに思っているんですが、こういう認識でよろしいでしょうか。確認したいんですが。

副委員長（十河剛志君） 前田福祉課主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えいたします。

生活保護は憲法25条の規定に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、生活保護法第3条で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりませんと定められております。

したがって、生活扶助費には衣食その他日常生活のために必要なものとして、教養、娯楽費も含まれているものと判断いたしておりますので、生活保護費のやりくりの中で、有料の演劇や音楽の鑑賞などさまざまな文化イベントを楽しむことは、委員お話のとおり、ぜいたくとか無駄なことではなく、心を豊かにし、人間性を高める上でも有益で大切なことであると認識しているところでです。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） その視点で、生活保護を受けられている方が人間的なレベルを維持できるように支援していきたいと思えます。

その認識に立った上で、ここ3年ほどの保護件数、それから保護率の上昇傾向についてちょっと伺いたいと思うんです。生活保護を受けられている方の年齢別の割合などもお知らせ願いたいと思えます。特に18歳未満の子供を育てていながら生活保護を受けているというケースは増えているのかどうかを私は知りたく思いますので、年齢別の割合をお聞かせください。

副委員長（十河剛志君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 本市におきましては、保護世帯、保護人員、保護率ともにわずかながら年々上昇傾向にあります。平成20年度から現在までの状況について申し上げますと、平成20年度、月平均では保護世帯数が183世帯、保護人員が265人、保護率が1.16%となっております。

21年度は保護世帯183世帯、保護人員269人、保護率1.19%、22年度は保護世帯187世帯、保護人員268人、保護率1.20%、23年度は9月の状況で申し上げますが、保護世帯201世帯、保護人員289人、保護率が1.33%となっており、20年度と本年9月で比較しますと世帯数で18世帯、保護人員で24人、保護率で0.17%それぞれ増加している状況にあります。

次に、年代別の世帯割合では、10代、20代を合わせますと4世帯で2.0%、30歳代が10世帯で5.0%、40歳代が20世帯で10%、50歳代が26世帯で12.9%、60歳代が56世帯で27.9%、70歳代以上では85世帯で42.3%となっております。

なお、18歳以下の子供を養育している世帯につきましては23世帯であります。20年度と比較しますと3世帯ほど増加しております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 土別の人口が減っていく中で、保護世帯もふえ、保護している人員もふえ、やっぱりさっきの雇用問題ともかかわりますけれども、非常に大変な状況にあるというふうに思います。その中で、子供を育てている世帯数については、余り世間で言われているほど増えてないというのは、やはり私の実感でもあるんですが、子供を育てていて生活保護を受けている人って都会に行くんですね。やっぱり都会の貧困問題が深刻になっていくということがありまして、子供を育てているから仕事を求めますのでね、そこら辺もあって、特に子供を育てている方は都会に行きます。

この背景にあるのは何かということについて伺いますが、いろいろ想像はできます。高齢化、雇用情勢の悪化、一般的には想像できますけれども、やっぱり生活保護を受ける際に生計を頼れる家族とか縁者だとかを一応申請に書いてもらったりするんですが、そういう生計を頼れる人がいないという、いわゆる無縁社会化というのも、実は本市にひたひたと押し寄せてはいないだろうかと思うんです。その点の分析はどのようにされているのでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えします。

保護世帯の増加の要因といたしましては、委員お話のとおり高齢化の進行、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化などを初め、年金の受給資格のない方や受給額が少額の方、また傷病等により稼働することができない方の増加などが主な要因と考えております。

このようなことを直接の要因として保護世帯が増えているところでありますが、こうしたことの背景としては、国忠委員お話のように親族や隣近所、地域との交流が薄れてきており、高齢や病気になっても身近に相談に乗ってくれる人や経済的支援をしてくれる家族、親族などがないといったこともある傾向にあり、無縁社会といった状況が都会だけのことだけではなく、本市のような地方においてもそうした状況はあるものと見ているところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） それで、一方で無縁社会化も土別市に押し寄せているということも1つな
んですが、もう一つ、医療扶助ですね、これも昨年度2,000件を超えてきているんですね。や
っぱり入院した場合に、退院後の行き先がないと。生活保護を受けながら入院していますが、
入院した場合に退院後の行き先がなくて、いわゆる社会的入院になりやすいんじゃないかと、
そういう例があると思うんですが、いたずらに長期入院としないために、また生活保護を受け
ている方の尊厳を守って再起を促すというために、そういった病気を抱えた生活保護の受給者
にどうコンサルティングしているか。どういうふうに悩みを聞き、またその自立を促すために
行っていることというのをちょっとまとめてお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

副委員長（十河剛志君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えします。

医療を受けている方については、平成22年度の月平均で申し上げますと224人の方が受診さ
れ、そのうち外来患者が211人、入院患者が13人となっております。特に、入院患者の中で6
カ月以上の長期にわたり入院されている方につきましては、ケースワーカーが病院を訪問し、
医師や本人と面談を行い病状や生活状況を把握する中で、退院のめどが立ち、医師から退院後
の在宅生活では見守りなどの支援が必要といった助言のある方につきましては、その状況に応
じて介護保険制度などを活用し、ヘルパー派遣や住宅の一部改修、さらには福祉用具の利用な
ど日常生活の自立に向けた支援策を講じているところであります。

また、在宅生活が困難な方については、ケアホームやグループホーム、あるいは特別養護老
人ホームといった介護施設の活用などについて、本人や家族、関係施設などと協議を行い、早
期に退院後の生活場所の確保ができるよう、その支援に努めているところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 引き続き生活保護を受けている方としっかり面談をして、再起を促してい
くようお願いします。

それで、話題をちょっと変えて、この生活保護について、ここ数年かけて生活保護管理シス
テム、あるいは生活保護レセプト管理システムというのを数年かけて整備してきました。この
システムの概要と、整備する意義について伺いたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 生活保護の管理システムであります。これは国の補助により平成
21年度と22年度の2カ年間にわたり、生活保護の業務データシステムの導入と医療扶助レセプ
トのオンライン化を図ったものであります。

まず、保護業務のデータシステムにつきまして、国は各自治体の保護に関するデータを自治
体と共有化することにより、保護動向をより詳細に分析し、国の保護行政の適正化運営に資す
るため、システムを導入したものであります。また、このシステムによって国が自治体からさ
まざまなデータを直接収集できることになったことから、自治体においても従来書類で報告し

ていた全保護世帯の全国一斉調査の業務などについて省力化が図られたところであります。

また、医療扶助レセプトのオンライン化につきましては、従来審査支払機関から紙ベースで送付されていたレセプトを電子化により受領することから、レセプトの受領が迅速になり、さらにレセプト情報のデータ化により傷病別の医療費統計の作成、はしご受診や頻回受診、夏には服薬状況などを点検することが極めて容易となり、被保護者の適切な受診に向け活用しているところであります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） これで確認したいことがあるんですが、国がさまざまなデータを市町村から収集するということが今の御答弁にあったんですけども、生活保護を受けている方の氏名だとか、いわゆるこの人は受けているよという情報が例えば引っ越し先に自動的に回っていくとか、そういうことはないわけですよね。そういう理解でよろしいでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 国が収集するデータにつきましては、全国一斉調査の項目ということで、世帯数あるいは年齢別の人員、年金等の受給者の数、あるいは就労人数などを把握するものでありまして、そのデータから個人情報に関するものについては一切収集できないことになっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） わかりました。

この項目の最後なんですけれども、また話が違って、5年前の2006年に北九州市の門司区であったお話なんです。二度生活保護申請をしたんですけども、福祉事務所の窓口に行ったんですけども、申請書ももらえなかった。それで、二度断られたまま家で餓死していたという例が、これも大きく報道もされましたし、御存じの方は多いと思います。

餓死が起こるぐらいだから生活保護を充実すべきだという論点もあると思うんですが、私はちょっと角度を変えて、生活保護だけという方式が私は危ないんじゃないかと。というのは、アメリカの福祉はよく低水準だと、国民皆保険でないと言われてます。そのとおりなんです。医療保険に入っていない人もいっぱいいるんですけども、ただ、アメリカは今食べるものがないとか、今夜泊まる場所がないと、そういう人に対しての救済は非常に充実している。これは確かに行政がやっているんじゃなくて、キリスト教会だとか、いろんな市民団体、NPO、NGO、そういった人たちのチャリティーが非常に活発で充実しています。

笑い話ですけども、私も若いころリュックをしょってアメリカのある町を歩いていたら、おまえもあそこの教会に行ってパンをもらってこいよなんて言われたことがあって、よっぽど汚い格好をしていたんだと思うんですが、人間、やっぱりだれがどこで何をきっかけとしてホームレスになるかわからない。やっぱり大震災もありましたし、いろんな災害だとか、あるい

は倒産、失業、離婚、いろんな要因で路頭に迷うことは、これは確率としてはだれにでもあると思うんですね。やはり生活保護だけでなく、そういった動物的な生存ですね、食べたり寝るといふ、食べるものがない、寝る先がないと、宿泊先がないと、そういう生存が危うい人が仮に市役所の窓口に来たと、そういった場合に緊急的な救済をいかに行うのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 小ヶ島保健福祉部次長。

保健福祉部次長（小ヶ島清一君） お答えをいたします。

とりあえずの食事と住居を求める人が窓口に来たらどのように対応するのかということでありますけれども、土別市に住所のある方、あるいは土別に住む意思のある方が窓口で相談に見えられた場合は、そうした状況に至るまでの経過や、それから現状など、一定の調査を行いまして、保護することが必要と判断した場合におきましては、速やかに保護の決定を行い、食べ物ですとか住居を確保し、安心して生活できるよう対応してまいります。

なお、生活保護を開始いたしましても、住居につきましては緊急的に確保できないと、そういった場合も考えられますので、そうしたときには住居が見つかるまでの間、まずは一時期の処置といたしまして、本人の年齢や健康状態などを考慮の上、桜丘荘のショートステイや老人保健センターなどを宿泊場所として提供し、その後、住居を確保していくということになるかと考えます。

また、他の市町村に住んでいる方が土別を訪れた際に、お金もない、食べ物もないといったような相談に見えられた場合には、本人の身元確認や親族確認など一定の調査を行いまして、これも支援が必要と判断した場合においては、市で予算措置しております行旅人等保護費から移動するための交通費ですとか食事代を支給することになります。

本市につきましては、お話にありました北九州市の事例のようなことが起こらないよう、生活保護の相談に当たりましては、相談者の状況を的確に把握し、適正な保護の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） ここで午後 3 時 25 分まで休憩いたします。

（午後 3 時 0 7 分休憩）

（午後 3 時 2 5 分再開）

副委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 最後のテーマとして、地域交通について取り上げます。

バスに代表される地域公共交通の問題は、私は一般質問でも何度も取り上げているので、こ

のバスが子供にとって例えばどんな意義があるのかとか、そういった前口上は省略します。この委員会では、土別軌道のバスに絞り、なおかつ朝日や上土別、武徳、温根別、中多寄線などの郊外線、市が委託して運行している路線については捨象いたします。ここでは、市内循環線のみを取り上げたいと思います。

先ほど谷口委員の質問に対する答弁でもありましたけれども、敬老バス乗車証を利用して市内循環バスに乗る方が予想を上回っていたというふうに答弁がありました。本市の人口は昨年度も445人が減るといふ減少の一途なんです、他方でやはり農村部の人口が市内の中心部に集まってきているという現象もあるんです。ですから、市内循環線こそ赤字を圧縮して、できれば、あわよくば黒字にしていかなければならない。そして、その市内循環線の利益が郊外線の赤字をカバーするというふうに持っていくのが当面の理想的な形だと思うんです。

それで、まず昨年度の市内循環線の運行数及び系統数ですね、それから赤字額等の推移について大まかな報告をまず求めます。

副委員長（十河剛志君） 中峰企画振興室企画課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいま運行数、系統数、そして赤字額の推移ということでの御質問ですけれども、初めに運行系統の関係からお答えさせていただきます。

市内循環線は、平成15年以前は北回り、南回り、そして西回り、土別高校線という4系統で運行されてまいりましたけれども、平成15年11月に運行経路を大きく見直しをいたしまして、現在の基本となっています外回り、内回り、そして東西回り、さらに土別高校線と4系統あったわけですが、平成20年度まで土別高校線というのが残ってましたけれども、翔雲高校との統合ということをもって、平成19年度末に廃止ということになりましたので、平成20年の4月以降は、夏場については外回り線のための1系統、そして冬場についてはこれに内回りと東西回りが加わるということで、3系統ということで運行されています。

続いて、運行数についてですが、外回り線は通年ということでありまして。内回り線は11月から4月までという6カ月間でありまして、これら2系統につきましては、それぞれ1日22便ずつ運行されています。また、東西回り線につきましては、11月から3月までの5カ月間を基本としておりまして、1日16便の運行ということで22年度まで推移をしてまいりました。

なお、東西回り線につきましては、本年4月からは便数、1日16便から9便に若干減便をしまして、そのかわり通年的な運行ということで、ただいま実証運行を実施しているところであります。

次に、赤字額の推移についてでありますけれども、ここ数年の部分で申し上げさせていただきますが、外回り線については平成19年度、ここでは160万円の赤字ということでありましたけれども、この160万円をピークに、その後減少しております。21年度では逆に62万2,000円の黒字ということになっておりますし、22年度では23万6,000円の黒字ということで、ここ2年間においては黒字を維持しているということで推移しています。

一方、内回り線ですけれども、19年度と20年度ではおよそ360万円前後の赤字ということで推移してまいりましたが、こちらにつきましてもここ2年間を見ますと、毎年約30万円程度赤字が減少している状況になっています。22年度においては305万5,000円赤字ということでございました。

もう一つ、東西回り線ですけれども、20年度において運行本数をふやしました関係から、赤字額は大きくふえております。そんな中で、ここ2年間はわずかながらその赤字は減少傾向にありますものの、22年度におきましては222万7,000円の赤字ということであります。

したがいまして、外回り黒字という部分がありますけれども、市内循環線3系統の総額といたしましては、平成22年度におきましては504万6,000円ということで、トータルでは赤字となっています。ただ、トータルでも申し上げますと、2年前の平成20年度と比べると赤字額は約280万ほど減っているという状況で現状推移している状況にございます。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 循環線全体としては赤字なんだけれども、一方で心強いデータも出てますので、頑張りたいと。頑張るに当たって、1つ重要なことがあるんですが、昨年度ハイブリッドバスが年間通じて運行した初年度だったわけですね。やっぱりこのハイブリッドバスを投入したという効果は具体的にあらわれているのかどうかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

このハイブリッドバスですけれども、お話のように平成22年2月に車両を導入いたしまして、4月から外回り線を主な運行路線として運行を開始しているところであります。この車両は理論上燃費もよく、また御承知のように環境にも当然優しいというほかに、構造上としてはノンステップ、いわゆる段差のない構造になっておりますので、子供さんや高齢者、あるいは障害のある方なども非常に乗降、乗りおりしやすいと。さらに、車いすも2台まで収容できるというような構造になっている車両であります。

この車両におけるハイブリッドのシステム自体が、実は低速走行時には余り燃費効率は高くならないというものはあるんですけれども、以前の車両と比べましても若干、わずかですけれども、燃費の向上も図られているというデータが出ておりますほか、何よりも環境に優しい、環境を守っていこうというような、そういう啓発効果はあるものというふうに考えているところです。

一方、利用者の声というところもお聞きをしているわけですが、その構造上の部分が特に効果が出ているのかと思いますけれども、乗りおりに際しての段差、あるいは車内にも段差が比較的に少ないものですから、とても楽になったというふうな声をいただいているほか、環境に配慮した最新の車両になったということもありまして、孫や子供さんやなんかと一緒にハイブリッドのバスに乗る機会も出てきたというような話も伺ってます。

また一方で、運転手側の声なんですけれども、高齢者等の皆さん、どうしても乗りおりに要する時間というのが段差のある車両ですとかかかってしまうんですが、それがノンステップになったということもありまして、特に乗りおりで時間がかかってしまい、また運行自体もどうしても所要時間のかかってしまう冬場の運行に関しては非常にぎりぎりの時間帯で回っていたものが、若干余裕を持てるようになったというメリットが生まれているということです。

したがって、ハイブリッド導入ということでの部分としては、1つ啓発効果という部分、燃費も若干向上してはいますが、啓発の一定程度意味があると思っておりますし、今回の車両の導入がすべてではないにしても、市内循環線の利用ということがふえておりますので、一定のものはあるのかなというふうに判断をしているところです。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 本当、ハイブリッドバスについては、保育園児なんかハイブリッドバスをお散歩中に見かけたら、もう今から乗りたいということ言うぐらいですから、本当に人気がありますので、いろんな効果があると思います。ぜひともハイブリッドバスに長い期間活躍してもらいたいと思います。

次ですが、よく何でも無料じゃなくて、象徴的にある程度料金を取るという、10円、50円、100円というふうに象徴的にちょっと料金を取ってもいいんじゃないかということ別の場でも申し上げているんですけれども、今ワンコインバスというのがちょっとちらほら見かけるようになりました。それで、調べたところによると、札幌の都心部ですね、駅前から南4条までの区間、これがウィズユーカードは使えないんですけれども、現金のみ100円で駅から乗って南4条でおりられると。それから、あと旭川市で中心市街地の循環バス、まちなかクルッと、これを略してまちくるバスと言うんですが、このまちくるバスも1乗車100円で旭川市の中心市街地を循環していると。そういうふうに最近ワンコインバスというのを見かけるようになりました。

このワンコインバスを本市でも実は以前導入の検討話があったというふうに伺っていますが、その一連の経過と、それからこのワンコインバスを今後導入について話し合ったり、復活するという可能性があるのかないのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいまお話のございましたように、バス運行の効率化、あるいは利用促進に向けた取り組みの1つの検討案としてワンコイン制の導入について検討した経過がございます。しかしながら、本市の地域公共交通総合連携計画、あるいは公共交通再生総合事業ということで、今実施している事業なんですけれども、こういった事業の実施計画、これらには具体的なワンコインということでの掲載はしていないところであります。

その後、検討して導入を見送った経過なんですけど、その主な理由といたしましては、1つは潜在的にバスを利用する可能性のある方、こうした皆さんが都市部に比べて絶対的に少ないと

ということが1つ大きくあります。と申しますのも、ワンコインバス自体は比較的人口規模の大きな都市であって、潜在的に利用拡大の可能性の高い地域、先ほど国忠委員おっしゃられたような札幌ですとか、そういったところでは新たな需要の喚起、利用率の向上といった導入効果が期待できる場所なんですけれども、本市のような小規模な都市と言われるようなところでは、どちらかというと日常的にバスを利用されている方、こういった固定的な利用者に対しての単なる値下げにとどまってしまって、トータルではかえって赤字が増加してしまうのではないかとということが1つ理由として上げられています。

このことについては、先ほどのハイブリッドバスの導入に当たって、運輸局で何か実験的な取り組みができないかということでありまして、そのときにも検討し、さらに運輸局にも相談申し上げたんですが、同じような理由、今申し上げたような土別での効果というのがどうなんだろうというようなことがお話がありまして、その助言も踏まえ見送ったというような経過がございます。

このほか朝日線などの郊外路線が中央市街地を通過する際に、市内循環と同じ場所を経由することがあります。例えば駅前から市立病院ということに関しては、市内循環も利用できますが、朝日線も利用できると。そういった場合に、料金の整合性、片方が100円、片方は160円ということになった場合の整合性、こういった課題も1つあったものですから、実施に向けてはそういった課題の整理というのも1つ出てくると思っておりますけれども、確かに100円玉1枚あれば中央市街地内の移動はどこでも行けるよというような意味合い、そういった手軽さという点ではメリットといえますか、効果としてもあるのかなという部分も残されていますので、今後その総合連携計画、先ほど申し上げた計画の中でも料金体系の見直しというのが1つ項目としてありますから、それらとあわせて現在協議会としてさまざまな公共交通全体の検討を進めている地域公共交通活性化協議会、この中で調査研究という形で進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今御答弁の中にあつた地域公共交通活性化協議会ですね、いろいろ研究されて、バスについてよりよい方法を探っていると思うんですが、昨年度の1つの成果が土別バスマップをつくつたということもあります。

バスマップと、それから土別軌道のいわゆる伝統のと申しますか、長い間同じ形式のバス時刻表とがばらばらに見えるんですよね。やはりバスの時刻表とか路線図というのは壁に張れて、しかもそこに地図だとか、時刻は書いてありますけれども、地図と時刻と運賃がワンセットに書いてあって、なおかつやっぱり壁に張ってあるからよく見るというか、例えば市役所の1階にある会社から寄贈してもらつた鳥瞰図がありますけれども、ああいうのもじっと見ている人、私も含めてぼーっと見ている人いるんですけれども、そういったように張って掲示物としてバス利用をアピールすると、そういったものが私は欲しいと思うんですよね。

地域公共交通総合連携計画をひもとくと、やはりだれが見ても一目で運行時刻や経路などがわかるようなマップを制作すると。掲載内容については、市内のお勧めスポットの掲載や、掲載店舗等からの有料広告や協賛金も導入するというようなことが書いているんですが、この点、いわゆる土別軌道さんの伝統的な時刻表と、それからバスマップとの整合性というか、より市民にアピールするようなマップをつくっていくということについて、ぜひ前向きに考えていただきたいんですけども、見解をお伺いします。

副委員長（十河剛志君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） ただいまバスマップと時刻表の関係についてお尋ねがございました。活性化協議会で作成したバスマップにつきましては、地域公共交通活性化の再生総合事業を活用いたしまして、平成21年度末に9,000部を作成をいたしております。そのできたマップにつきましては、22年5月1日号の広報と一緒に全戸に配布をさせていただきました。それと、土別軌道の時刻表につきましては、毎年5月と11月のダイヤ改正に伴いまして、年2回、新聞折り込みにより全戸に配布をされているところであります。

ただいま委員のお話にありましたバスマップにつきましては、当初は時刻表も含めた内容の作成を検討しておりました。ですが、バス時刻については、今申し上げたとおり5月と11月の年2回のダイヤ改正が行われ、時刻表については常に見直しがされているといったようなこと、更にはそのたびにマップを作成することについては、コストの面から経費がかかるというような判断をしたところであります。したがって、本来のマップとしてバスが各地域をどのような経路で運行しているかといったようなマップ本来の情報のみを取り扱うものとして、時刻表につきましては切り離して作成することとした経過がございます。

なお、運行時刻の変更のない市内循環線については、バスマップに時刻表の概要を掲載をいたしているところであります。

一方、土別軌道の時刻表については、今委員のお話のとおり、長い歴史の中でさまざまな試行錯誤、多少の変更を加えながら今日に至っているというふうに聞いておりますし、確かに長い間同じデザインではあるものの、近隣のバス事業者の時刻表と比較しましても、確かに文字サイズも大きく、高齢者の方に見やすいというようなお声も聞いているところであります。特に利用者からは改善を望む声も今のところないというようなお話を聞いておりますので、大幅な変更については、かえってわかりにくくなるというような混乱を生む可能性があるものということで認識をいたしております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 活性化協議会の名誉のためにというか、1つ申し添えておきますと、9月のバスウィークのときにちょっと水郷公園に遊びに行っていたら、バスマップを持って、しかもバスウィークのチケットを運賃箱に入れて市内を回っている小学生も数名見ましたので、バスマップも役立っていると思います。より一層今後企業努力も含めて、掲示物としてアピール

するようなものをお願いしたいと思います。

それで、最後に、バス会社の企業努力をもっと促す方法についてなんですが、これから雪が降ってきますと、小中学生が移動するときに自転車を使えないわけですね。ちょっと細かく見てみると、やっぱり小中学生は部活だとか、少年団活動でこの市内を細かく移動していると。塾通いというのはいますけれども、本市ではそんなに多くはないですが、部活、少年団活動で非常にあちこち移動すると。その少年団、属しているところによっては、例えば総合体育館で練習したり、つくも青少年の家で土曜日ぐらい練習したりとか、あるいは多世代交流スポーツセンターなども野球なんかで利用している少年団なんかも多いんです。

それで、よく考えてみたら、それぞれ最寄りのバス停があるんですよね。総合体育館ならばすぐ向かいにバス停があり、つくも青少年の家ならば水郷公園のバス停がある。多世代交流スポーツセンターなんですが、ちょっと遠いですが、大通り北6丁目のバス停から歩けなくもないということだと思います。

今そういう細かい小中学生の部活や少年団の移動を、結構親が送迎しているというのがあって、やっぱり本来の民間企業のあり方として、そこに営業をかけていくと。例えばつくも青少年の家に何時に集まって部活するのであれば、何時何分の内回り循環バスに西條の前から乗ったら何時に着くよというふうに、やっぱり営業しなければならぬと思うんですね。なおかつ少年団の小学生の場合は、運賃も子供料金なので、循環バスだと80円です。80円と考えたら、親が送迎するよりも、子供の自立心も養うし、ガソリン代だとか考えたら変わらないですよ。

そこまで細かく営業して、実際に乗ってもらわないと、やっぱり保護者の頭の中にもバスの存在というのが入ってないので、なかなかアピールできないと。だから、本来のやっぱり民間企業のあり方として、そこまで提案して営業していると。それやってこそまともな営業だというふうに言えるんじゃないかと私は思うんですが、そういうふうにバス事業者を叱咤激励していくという覚悟を市に求めたいところなんですが、この点いかがでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今までお話あったように、現在、活性化協議会の中でバスのことについてはいろんな角度から検討されている状況にあります。例えば市内循環線ということで見ますと、先ほどのハイブリッドバスを導入したり、あとはバスウィーク、それから絵画コンクールなんか実施したり、あるいは便数を増やしたり、あるいは運行期間をちょっと拡大するといったような試行も行っているところでもあります。

この協議会の中には、バス事業者として土別軌道も参画をしています。協議会の中でいろんな御意見、御提言があるわけですが、それに基づいて土別軌道としても経営コストを削減したり、あるいは職員のマナーの向上に努めたり、さらには今デマンドバスもやっていますけれども、そういったデマンドバスについても積極的に取り組みをいただいています。今後におきましても、この協議会での議論を中心としながら、今、国忠委員からお話のあったPRな

んかのことも含めて土別軌道とは連携、協力をしながら、時には指導なんかも行いながら、市民にとって使いやすく使い勝手のいい親しみのあるバス事業ということを目指していきたい、このように考えております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 近隣の市町村とかと比べても、正直土別は非常にバスをある意味大切にしているというか、やっぱりハイブリッド導入に見られるように、いろいろやっていると思います。これからどんどん循環線を黒字にしていって、郊外線の運営も助けていくという方向にぜひともみんなで持っていきたいと思います。それを最後の言葉に、私の総括質問を終わります。ありがとうございました。

副委員長（十河剛志君） 井上久嗣委員。

委員（井上久嗣君） それでは、通告に従いまして総括質問をしたいと思います。

初めに、学校図書・図書整備事業についてということで質問をさせていただきたいと思いません。

まず初めに、22年度の決算を見ますと、学校図書整備費240万7,000円という決算額となっております。ちなみに本年度は昨年度の住民生活に光をそそぐ交付金、これを23年度に繰り越したわけですけれども、増額を含めまして23年度はその700万プラス学校図書費100万、合わせて800万という整備費となっておりますが、その主な内容と特徴をまずお聞きしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 須藤学校教育課主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

平成23年度の学校図書整備予算につきましては、委員がおっしゃったとおり、平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金の繰り越し700万円に、田辺子前市長から学校図書整備目的にいただきました寄附金100万円を加えた800万円を措置してございます。

整備の内容につきましては、寄附金の有効活用を図るべく、予算額800万円のうち200万円をすすむ文庫として整備し、残りの600万円につきましては、学校規模、児童・生徒数を考慮し各学校に配分して整備をいたしております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、文科省で学校図書館図書標準というものがあります。これは国立、公立の義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準ということで、平成5年3月に定められているようでございます。小学校、中学校、また特別支援学校の場合は小学部、中学部となりますけれども、その学級数等もちょっと複雑な計算があるようでございますけれども、そういった中で、標準の図書数というのが数値化されております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、文科省が定めましたこの学校図書館図書標準におきまして、本市の整備されるべき小学校、中学校の蔵書冊数、そして22年度末の実際の蔵書冊数と

整備率をお聞きしたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

文部科学省が定めました学校図書館図書標準により算出されます学校図書の標準冊数についてでございますが、小学校全体では標準冊数5万8,400冊に対しまして、22年度末の蔵書冊数4万8,763冊、整備率は83.5%でございます。また、中学校全体では標準冊数4万960冊に対し、蔵書冊数3万3,090冊、整備率は80.8%になっております。

なお、整備率につきましては、学校ごとに差がございまして、南小学校では標準冊数9,960冊に対しまして、蔵書冊数8,646冊、整備率は86.8%です。しかし、多寄小学校におきましては、標準冊数4,040冊に対し、蔵書冊数2,519冊、整備率は62.4%でございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、標準冊数に中学校で約80%、小学校で83.5%と今お聞きしましたけれども、それだけ聞くとかなり整備されているという印象を受けるわけですが、実際お聞きしますところによりますと、現在小中学校の学校図書のデータベース化という作業が進んでおりまして、そのデータベースに登録する中において、非常にもうこれは使えないだろうという本が少なからずあると。そういった中で廃棄図書という形に分類せざるを得ないという状況が出ているとお聞きしております。

そうしますと、まずお聞きします。これは廃棄図書、今やっているデータベースの作業上のものではないと思うんですね。22年度末ですから、今23年度やっておりますので、事実上これでもかなり今回、先ほどお話ありましたとおり800万という学校図書費をつけてはおりますが、結果的に廃棄図書を含めると実増にならないということも考えられると思うわけですが、現状のところ、今年度末、今回の整備、800万と大きな金額でありますけれども、整備を含めた中で年度末の学校図書数という予測の推移というのが今現状出るのは出ないのか含めてお答えいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

委員お話のとおり、学校図書のデータベース化を今現在作業を進めているところでございますので、各学校におきましては、学校配分をいたしました図書購入費をもって順次購入を進めているという段階でございます。最終的な蔵書冊数、整備率については、正確には申し上げられないところではございますが、委員お話のとおり、そのデータベースの中で古くなった本ですとか、内容が時代にそぐわないものなどを当然に廃棄をしていかなければいけないということもございますので、800万の予算措置の中で購入、整備をしていく冊数、それから廃棄をしていく冊数、最終的な作業を進めて終了した後でなければ正確な整備率そのものはわからない。ただ、そういう状況がございまして、整備率は若干下がるかもしれないという予測を今現在

いたしております。

以上でございます。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、今作業中ということですが、既にデータベース化作業の終わっている学校もあるかと思います。そんな中で、若干具体的な蔵書数の変化がわかる範囲で1～2例を挙げていただければありがたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えをいたします。

データベース化の作業につきましては、春に学校と打ち合わせを行い、順次作業を進めているところでございます。現在のところ土別小学校、南小学校など10校で作業が終了しております。このうち南小学校では8,646冊ございました蔵書数が作業後は4,302冊になっており、また、西小学校では2,713冊ございました蔵書数が作業後は2,506冊になるなど、廃棄した冊数につきましては学校によりばらつきがある状況でございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 実は、学校図書館図書整備5カ年計画というのが新と旧とあるわけでした、平成14年から18年の間に学校図書館図書整備5カ年計画ということで、毎年130億、総額650億円をいわゆる交付税化したという経緯がございます。それが終了後の19年度から23年度の5年間、さらに新学校図書館図書整備5カ年計画ですね、これはいわゆる増加冊数分だけでは、実際先ほどもありましたが、廃棄の本が出てくることもあるので、含めて図書整備を継続的に増やしていこうという財源確保ということで、19年から23年、ちょうど今年がその5年間の最終年度で、その前5カ年計画より予算を増やしまして、財政規模で単年度約200億、合計5年間で1,000億円という形で交付税化措置をするということで、これは文科省ですけれども、進めております。

そういった整備を進めていく中で、ちょっと古いデータですけれども、これも文部科学省が平成20年に発表してますけれども、これは交付税ですから、ひもつきの補助金と違いますので、交付税の算定基準になったからといって、それを学校図書に必ずしも使うか使わないかは、自治体の裁量に任されているということはことなんですけれども、事実上国としては算定しているからには、きちっと学校図書に使っていただきたいということがございますので、実際どのくらい使われたかというのを、その前5カ年計画の最終年度の平成18年と、今行われてます新5カ年計画の初年度であります19年度の結果が文部科学省で公表されております。前5カ年は、これは全国平均で予算措置率が120.7%、今の今年で終わります新5カ年計画は予算を増やしたんですけれども、事実上そちらに比例して増えないで、平均でいいますと78%と、実際措置された金額より減ってしまっているというのが現状です。

その中で、全国のこれも文科省が調べたデータなんですけれども、多少若干誤差はあるんで

しょうけれども、おおよその基準財政需要額に対するいわゆる当初のどれだけ交付税算定に対して予算をつけたかということなんですけれども、先ほど申したとおり、新5カ年計画の初年度の19年度でいいますと、全国平均で78%、100%を超えているのは東京が135%ですけれども、大きな都道府県に限らず、山梨県が138.5%、愛知県はちょっと大きな都道府県になりますけれども、114.2%、鹿児島で102.8%と大きく予算化されているところもあるんですけれども、実は北海道、東北は非常に低くて、北海道の平均は小学校、中学校合わせて43.4%、実際交付税の積算の根拠とされていますが、事実上4割ちょっとしか使われてなかったというのが、これは19年度のデータですけれども、公表がされております。

そこで、本市のことでお尋ねしますけれども、この新5カ年計画が始まりまして、ちょうど今が最終年度ですから、22年度まで4年間経過したわけですが、その4年間の今申しました交付税化に対する予算の措置率の推移を教えてくださいと思います。

副委員長（十河剛志君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えをいたします。

文部科学省の新学校図書館図書整備5カ年計画期間中、平成19年度から22年度までの交付税算定額及び予算措置額の推移についてお答えいたします。

平成19年度におきましては、小学校全体の交付税算定額486万4,000円に対し、予算措置額143万1,000円、予算措置率は29.4%でございます。中学校全体では交付税算定額431万2,000円に対し、予算措置額95万8,000円、予算措置率は22.2%でございます。

平成20年度におきましては、小学校全体の交付税算定額495万8,000円に対しまして、予算措置額148万4,000円、予算措置率は29.9%、中学校全体では交付税算定額478万8,000円に対し、予算措置額83万1,000円、予算措置率は17.3%でございます。

平成21年度におきましては、小学校全体の交付税算定額486万4,000円に対し、予算措置額619万3,000円、予算措置率は127.3%でございます。中学校全体の交付税算定額462万円に対し、予算措置額475万円、予算措置率は102.8%でございます。

平成22年度におきましては、小学校全体の交付税算定額440万8,000円に対し、予算措置額140万6,000円、予算措置率は31.9%でございます。中学校全体では交付税算定額436万8,000円に対し、予算措置額107万2,000円、予算措置率は24.5%でございます。

このうち平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、小学校473万6,000円、中学校366万4,000円を補正した後の合計額でございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、あわせてお聞きしますけれども、今の流れになるとは思いますけれども、今年度末、先ほど来の800万という数字の中での年度末の予算措置率というか、今年度の予算措置率の数値はどのぐらいになるんでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金の繰り越しを含めました23年度の予算措置率でございますが、小学校全体の交付税算定額448万4,000円に對しまして、予算措置額は448万円、予算措置率は99.9%でございます。中学校全体では交付税算定額429万円に對し、予算措置額352万円、予算措置率は82%となっております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 何を言いたいかといいますと、これは交付金ですね、今21年は地域活性化・経済対策の交付金で大幅に増額されております。また、今年度は昨年の住民生活に光をそそぐ交付金というのを使ってますから、事実上大きく予算措置率が上がっているわけですが、それを抜かしますと、ほかの年度は大体小学校で30%前後、中学校に至っては20%行くか行かないかという予算措置率なんですね。

これは先ほど100%を超えている都道府県単位ですけれども、全体の平均ですけれども、なっているところもある中で、北海道でも40数%の中、本市の場合は小・中合わせると、特別の交付金がない年には平均すると20数%という予算しか持っていないと。先ほど来言いますとおり、交付税ですから、それ自体を全部それに使いなさいという縛りはないのはもちろん事実なんですけれども、国が前5カ年計画をして今の新5カ年計画と学校の図書をきちっと整備しましょうという思いで積算をさせていただいているわけですから、それにやほりのとってきちんと予算化をしていけば、そもそもの光交付金にしる、地域活性化・経済対策の交付金もほかに使えるはずなんですね。ほかに学校図書費のきちっと予算化が足りないものですから、交付金で使っているということが実態だと私は思います。

もうこのままどうなるのか、その前にまずお聞きしたいのは、23年度でこの5カ年計画が終わるわけですけれども、その後の新と旧と10年間続いたわけですけれども、今後の国の交付税措置というのがどうあるかという情報は入っているのでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 須藤主査。

学校教育課主査（須藤友章君） お答えいたします。

新学校図書館図書整備5カ年計画終了後の交付税措置についてでございますが、北海道教育庁及び本市財政部局に對し問い合わせを行いました。現段階ではいずれも具体的な情報を把握していないものの、今後も一定の措置はされるものと考えているところでございます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、ぜひお願いしたいんですけれども、本来特に新5カ年計画で増額された交付税措置を事実上20~30%しか使ってこなかったという、その2回の交付金である程度かさ上げはしているのは事実ですけれども、このまま来年度以降240~250万のさっきの予算措置率でいきますと、小・中合わせると25~26%ということのをこれからも続けていかれる

のか。

私はぜひきちっと年度ごとによる、こういういつあるかわからない臨時交付金等に頼ることなく、きちっと学校図書費というのを増額した中で、過去5年間、また旧5年間を含めると10年間の国の思いもあった中で、事実上こういうことになってきたということが現況であります。ぜひ来年度以降しっかりした学校図書費を継続してやっていくと。市長のマニフェストの子育て日本一というのもあります。ぜひ子供たちの学校図書の関係も大きな役割にかかわると思いますから、その辺のお考え方をしっかりお聞きさせていただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 学校図書費の部分につきまして、国の交付税部分を比べると臨時的な交付金のないときにはもう30%程度の予算化だということでございます。確かに学校図書の部分での国の整備基準というものがございまして、それらに近づけるべく努力はしていきたいというのが1つでございます。

ただ一方で、先ほどちょっとお話も申し上げましたように、南小学校と多寄小学校の比較で申しますと、南小学校は400人の生徒数でございます。多寄小学校は20数名の生徒数でございます。しかし、その部分での図書の整備基準は、南小学校を5といたしますと多寄が2という状態で、20分の1の生徒数なんだけれども、基本的な図書は実際に要るんだという文科省の基準でございますけれども、この基準自体がどうかということにはございますが、交付税のことについていえば、少しでもこれから学校図書の予算の増額に向けて働きかけをしていく一方で、今データベース化を進めておりますように、土別市内現状、学校適正配置計画が終了いたしましたので、1期目が終了いたしましても、まだ13校が残るという状況でございますので、その13校に配置された図書を効率よく子供たちに回していく。さらに、今回データベース化も進め、田効子前市長からの寄附によって整備をいたしますすすむ文庫の中の一部は、学校にそれぞれ配置をしますが、一部はある拠点に配置をして全体の学校を回すという形で措置をとっていくというようなことで、少しでも図書整備費の少ない部分を補完するような手だてをとっていききたいというふうにも考えております。

更に、現在、移動図書館車が1台ということで、すべて市内の学校もさまざまな地域を回っているわけですが、でき得れば何らかの形で小さい車両でも御寄附をいただくようなことがあれば、もっともときめ細かに回ることもできますし、さまざまな市民団体からも市立図書館の図書だけでなく、22年度におきましては学校の図書の寄贈もいただいておりますので、そういった形で少し学校図書の整備充実、あるいは土別市の図書館の充実のほうにも少し目を向けていただくようなことで対応をしてみたいというふうに考えておりますが、基本的に学校図書費については、少し増額するような形で今後協議をしてみたいというふうに思っております。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうですね、市立図書館の図書資料整備費もありますけれども、そちらも

今教育長言われたとおり、ぜひしっかりしたものにしていただきながら、せっかくのデータベース化作業をしているわけですので、蔵書自体が効率よくと言いながらも、少な過ぎると何のためのデータベースと総合ネットワーク化ということにもなりかねませんので、その辺ぜひしっかりとやっていただきたいということをつけ加えまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、市道橋梁維持についてということの質問に移らせていただきたいと思います。

これは第3回の定例会で小池議員の安全・安心のまちづくりについてという中で、古くなった橋梁についてということで質問がございました。それに答弁をいただいておりますけれども、この機会でございますので、より詳しくお聞きさせていただきたいと思います。

その中で、答弁の中に全国的にも橋梁の老朽化が進む中、19年度に国土交通省の施策として、道路橋にかかわる長寿命化修繕計画策定事業費補助制度が創設され、従来の事後的な修繕及び架けかえから予防的な修繕及び計画的な架けかえへの転換を図り、橋梁の長寿命化や費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性、信頼性の確保に努めることとされたというような答弁がございました。25年度までその道路橋の長寿命化修繕計画を策定するというので答弁がございました。

それで、その目的は今言ったように、今までの事後保全という、いわゆるもうだめになっちゃってからどうしようというんじゃなく、予防保全ということで、早目早目に計画的に検査をしながら、計画を立てて長寿命化をしようというのがこの目的だと思いますけれども、それでお尋ねいたしますけれども、ちょうど21年度に市道橋梁調査ということで267万8,000円という調査費が執行されております。続いて、22年度に市道橋梁調査94万5,000円というのが執行されております。21年度は全橋のすべての橋の予防調査と聞いておりますけれども、22年度のそれぞれの事業の中身はどのようになっているのでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 喜多土木管理課主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） お答えいたします。

平成21年度市道橋梁調査業務については、道路橋の長寿命化修繕計画策定に当たって、平成21年時点において、全橋梁の現況状況を簡易な目視により、損傷度合い、健全度を確認する予備調査であります。平成22年度は道路橋の基礎資料整理として、紙ベースで保存されている橋梁設計図面をデータ化した業務であります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、橋梁の点検という状況が調査の、これは国土交通省のほうで発表されているんですけれども、いわゆる橋梁の長寿命化の補助制度が創設される前だと思うんですけれども、平成19年9月にいわゆる市区町村1,799団体を調べますと、きちっとした橋梁点検をしているところは約10%だったということです。その後、3年後の平成22年には点検実施が62%に上がったということで、今制度の中で、まずは点検ということで進んでいるのかと思います。

本市におきましても、本年度から2カ年ということで、社会資本整備総合交付金という活用によりまして、すべての橋の点検が行われていると聞いておりますが、先ほどの21年にも橋梁調査というのを行ってますが、その21年の橋梁調査と今年、来年にかけて行われる社会資本整備総合交付金による調査の違いを教えてくださいと思います。

副委員長（十河剛志君） 喜多主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） お答えいたします。

今年度実施しております点検は、長寿命化修繕計画策定に基づく点検であり、近接目視により景観、部材ごとに点検調査票に基づき、コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出、構成げたの腐食、亀裂、舗装面の段差、ひび割れなどの劣化損傷箇所を写真記録及び箇所図を作成する詳細調査であります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 細かくやっているということでもいいんでしょうかね。

副委員長（十河剛志君） 半沢土木管理課長。

土木管理課長（半沢 勝君） 今のうちの喜多主査の答弁の追加なんですけれども、21年度につきましては、まず橋梁調査をする、策定をするための基本調査ということでありまして、本当の橋梁の長さとか幅員、あと橋の形式を調べまして、一応予備調査という中で調べて、それを煮詰めまして今度策定のほうに行きたいということで、ことしからやっていますのは目視なんですけれども、コンクリートの劣化度とか、鉄筋の露出度などを道の調査票に基づいて詳細に調べる市道の橋梁調査であります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 細かいということで理解しておきます。

それで、日本の橋梁の現況というデータがございまして、これは道路施設現況調査という2009年、今から2年前の4月時点の数値で公表されているものなんですけれども、15メートル以上の日本じゅうにある橋梁は約15万橋ということです。そのうち、自治体の道路橋、いわゆる地方自治体が持っている道路橋は築後50年以上の割合が、これは2009年度時点で9%、10年後ですから、2019年になりますけれども、このデータからいいますと27%、20年後には実質には18年後になりますけれども、54%、半数を超えるというデータがございまして。

さきの小池議員の一般質問の中で、築後40年から50年を経過している橋梁が本市の場合は約21%という数字は聞いておりますけれども、今の日本の全体のデータと同じく照らし合わせた上で、今の2009年度のデータと同じように考えた場合、2019年、2029年の本市の同様のデータの推移というのはどのぐらいになるんでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 喜多主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） お答えいたします。

本市の全橋梁数373橋のうち2011年現在で築後50年以上の橋は8橋の2%です。10年後の2021年では築後50年以上は79橋、21%、20年後の2031年では238橋の64%となります。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 2031年、20年後に50年以上の橋梁が64%ということによろしいんですね。

副委員長（十河剛志君） 喜多主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） そのとおりです。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ということは、かなり古い橋が全国平均より多いということかと思えます。

それで、この長寿命化計画を推進していかなければならない、早く手を打たなければならぬということだと思います。

それで、この長寿命化修繕計画において、国は地方公共団体に財政的支援と技術的支援ということで、2つの支援策がございますけれども、いわゆるそのような支援を前提に、今後この土別市の長寿命化計画を策定していくことになると思うんですけれども、その策定の主な流れを御説明いただきたいと思えます。

副委員長（十河剛志君） 喜多主査。

土木管理課主査（喜多伸光君） お答えいたします。

平成23年度、平成24年度において全橋の詳細調査を行い、平成25年度に点検結果をもとに、その橋梁の路線条件や利用状況、環境状況などを総合的に検討し、修繕の必要性の判断、補修工法、架けかえ時期、また次回の点検結果などを専門の学識経験者の御意見を聴取する中で、長寿命化修繕計画を策定していきます。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） よくわかるようなわからないんですけれども、それで、策定していくということなんでしょけれども、総務省が社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価、監視というのがありまして、道路橋の保全等を中心としたものなんですけれども、実は昨年2月5日に農林水産省と国土交通省に勧告を出しているんですね。いわゆる長寿命化に対してこういう部分を改善しなさいという勧告を出しまして、同じく昨年の10月に農水省と国土交通省から回答が出ているわけなんですけれども、その中身については今回触れませんが、その中で、いわゆる農林水産省の管轄なんですけれども、農道橋、それと林道にかかる林道橋もいわゆる道路橋、国土交通省の管轄する道路橋と同じく長寿命化対策をきちっと取り組みなさいという勧告が出ております。

私はそもそも本市にかかわる農道橋とか林道橋というのが、対象が今言われた部分にあるのかわからないのかも含めて知り得てないところなんですけれども、今回の本市で行いますいわゆる国土交通省の施策であります長寿命化改善計画の中で、これら農道橋とか林道橋という対策との関係

はというふうになるのでしょうか。

副委員長（十河剛志君） 半沢課長。

土木管理課長（半沢 勝君） 今の農道橋、林道橋の関係ですね。本市におきましては、土地改良事業でつくられたものの農道橋、いわゆる農道にかかっている農道橋と言うんですけれども、それと林道の事業でもって行った林道橋なども、おおむねほとんど市道として認定している路線ですので、いわゆる農道橋、林道橋という区別は特別ないんですが、すべて橋についてはこの長寿命化計画の中に入れてやっていきたいというふうに思っております。現実的にもそれが市道としてできる範囲でございますので。

ただ、1橋だけ、事業の関係で林道橋がまだ1橋市道橋となっていない部分もございますけれども、これは事業の関係で10年を超さないと市道に移管できないということがございますので、今後時期が来た段階で市道橋として管理していきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） わかりました。基本的には市道扱いということで、本市の場合、林道橋とか農道橋と別個してどうのこうのというのはないということで、この長寿命化修繕計画の中で全部進めていきたいということによろしいんですね。

それで、長寿命化修繕計画の事業費補助に関する制度の要綱があるんですけれども、その中に地方公共団体は長寿命化修繕計画の策定に当たっては、学識経験者等の専門的な知識を有する者の意見を聞くものとするという条文がありまして、それに従って先行している自治体では、例えば長寿命化修繕計画策定検討委員会とかいう名称をつくって、さまざまな方の意見を聞くと、第三者の意見を聞くというような形をとっているところが多いんですけれども、そういった流れにも多分なると思うんですけれども、その辺に対する設置への考え方をお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 半沢課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

橋梁長寿命化修繕計画におきましては、橋梁の専門家や学識経験者の意見、アドバイスなどを受けながら策定していかなければならないということもありまして、策定委員会については設けた上で、市民の方々の意見も聞くような場を設ける中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（十河剛志君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、最後に、先ほど20年後に全国平均より高い、50年以上の橋梁が64%という状況でございます。今年は東日本大震災等の災害もございまして、インフラをきちんと整備していくという重要性がまさに皆さん思われるところかと思えます。

非常に過疎化が進んでいる本市でありますけれども、ぜひ長期的視野に立ったインフラの整

備という意味におきまして、この長寿命化計画事業をきちっと進めていただきたいと、進める上でやっているわけですが、その熱意というか、今後の10年、20年、30年という長いスパンの計画になると思いますので、その辺に対するしっかりしたお考えを一言いただいて質問を終わりたいと思います。

副委員長（十河剛志君） 半沢課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

本制度は道路のネットワークの安全性、信頼性の確保及びコストの縮減を目的に、井上委員さん、先ほども申されましたけれども、事後的な修繕の架けかえから、今後は効率的で予防的な架けかえの制度への移行ということで、またその制度に基づいて補助の採択が受けられるということでもありますので、日常の点検を初めとして長寿命化計画に基づく定期点検というのもございます。今後これらのものを適切な維持管理に努めるとともに、土別市総合計画との整合を図りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員（井上久嗣君） 以上で終わります。

副委員長（十河剛志君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時40分散会）